就業規則

第一編 就業規則

第一章 総則

(目的)

第1条 この就業規則(以下「規則」という。)は、労働基準法(以下「労基法」という。)第89条に基づき、株式会社RICOS(以下、「会社」という。)の労働者の就業に関する事項を定めるものである。

(適用範囲)

第2条 この規則は、株式会社RICOSの労働者に適用する。

(規則の遵守)

第3条 会社は、この規則に定める労働条件により、労働者に就業させる義務を負う。また、労働者は、この規則を遵守しなければならない。

第二章 採用、異動等

(採用手続)

第4条 会社は、入社を希望する者の中から選考試験を行い、これに合格した者を採用する。

(採用時の提出書類)

- 第5条 労働者として採用された者は、採用された日から2週間以内に次の書類を提出しなければならない。
 - 一 履歴書
 - 二 住民票の写し又は個人番号カードのコピー
 - 三 その他会社が指定するもの
 - 2 前項の定めにより提出した書類の記載事項に変更を生じたときは会社に変更事項を届け出なければならない。

(試用期間)

- 第6条 労働者として新たに採用した者については、採用した日から3か月間を試用期間とする。
 - 2 前項について、会社が特に認めたときは、この期間を短縮し、又は設けないことがある。
 - 3 試用期間中に労働者として不適格と認めた者は、解雇することがある。ただし、入社後32日を 経過した者については、第45条に定める手続によって行う。
 - 4 試用期間は、勤続年数に通算する。

(労働条件の明示)

第7条 会社は、労働者を採用するとき、採用時の賃金、就業場所、従事する業務、労働時間、休日、その他の労働条件を記した、労働条件通知書及びこの規則を交付して、又は雇用契約書に記載して 労働条件を明示するものとする。 (人事異動)

- 第8条 会社は、業務上必要がある場合に、労働者に対して就業する場所及び従事する業務の変更を命ず ることがある。
 - 2 会社は、業務上必要がある場合に、労働者を在籍のまま関係会社へ出向させることがある。
 - 3 前2項の場合、労働者は正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(休職)

- 第9条 労働者が、次のいずれかに該当するときは、所定の期間休職とする。
 - 一 業務外の傷病による欠勤が2か月を超え、なお療養を継続する必要があるため勤務できないとき。2年以内
 - 二 前号のほか、特別な事情があり休職させることが適当と認められるとき。 必要な期間
- 2 休職期間中に休職事由が消滅したときは、原則として元の職務に復帰させる。ただし、元の職務 に復帰させることが困難又は不適当な場合には、他の職務に就かせることがある。
- 3 第9条第一号により休職し、休職期間が満了してもなお傷病が治癒せず就業が困難な場合は、休職期間の満了をもって退職とする。

第三章 服務規律

(服務)

第10条 労働者は、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、会社の指示命令に従い、職 務能率の向上及び職場秩序の維持に努めなければならない。

(遵守事項)

- 第11条 労働者は、以下の事項を守らなければならない。
 - 一 許可なく職務以外の目的で会社の施設、物品等を使用しないこと。
 - 二 職務に関連して自己の利益を図り、又は他より不当に金品を借用し、若しくは贈与を受ける等不正な行為を行わないこと。
 - 三 勤務中は職務に専念し、正当な理由なく勤務場所を離れないこと。
 - 四 会社の名誉や信用を損なう行為をしないこと。
 - 五 在職中及び退職後においても、業務上知り得た会社、取引先等の機密を漏洩しないこと。
 - 六 酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な業務ができないおそれがある状態をいう。)で 就業しないこと。
 - 七 その他労働者としてふさわしくない行為をしないこと。

(セクシュアルハラスメントの禁止)

第12条 性的言動により、他の労働者に不利益や不快感を与えたり、就業環境を害するようなことをして はならない。

(職場のパワーハラスメントの禁止)

第13条 職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景にした、業務の適正な範囲を超える言動により、他の労働者に精神的・身体的な苦痛を与えたり、就業環境を害するようなことをしてはならない。

(個人情報保護及び機密保持義務)

- 第14条 労働者は、会社及び取引先等に関する情報の管理に十分注意を払うとともに、自らの業務に関係 のない情報を不当に取得してはならない。
- 2 労働者は、会社の業務上知った、もしくは知り得た一切の機密、ノウハウ、データを記録した媒体等、および会社が秘密として指示した事項を秘密として保持しなければならず、会社の承諾なしに、社外に漏洩してはならない
- 3 労働者は、職場又は職種を異動あるいは退職するに際して、自らが管理していた会社及び取引先等に関するデータ・情報書類等を速やかに返却しなければならない。

(始業及び終業時刻の記録)

第15条 労働者は、始業及び終業時に出勤簿に自ら記載し、始業及び終業の時刻を記録しなければならない。

(遅刻、早退、欠勤等)

- 第16条 労働者は遅刻、早退若しくは欠勤をし、又は勤務時間中に私用で事業場から外出する際は、事前 に会社に対し申し出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない理由で事前に申し出る ことができなかった場合は、事後に速やかに届出をし、承認を得なければならない。
 - 2 傷病のため継続して8日以上欠勤するときは、医師の診断書を提出しなければならない。

第四章 労働時間、休憩及び休日

(始業・終業時刻)

- 第17条 始業及び終業の時刻については、労働者の自主的決定に委ねるものとする。
 - 2 会議等のため、事前に日程調整を行った上で約した場合は、その時間に勤務しなければならない。

(休憩時間)

- 第18条 1日の労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を付与する。
- 2 前項の休憩時間以上を、1日の始業及び終業間の任意の時間に労働者の自主的決定によって休憩しなければならない。
- 3 会議等のため、事前に日程調整を行った上で約した場合は、その時間を休憩時間としてはならない。

(所定労働時間)

第19条 1日の所定労働時間は6時間00分とし、週あたり30時間とする。ただし、個別の契約で、週 あたりの所定労働時間を定めたときは、その5分の1を1日の所定労働時間とみなす。

(清算期間及び所定総労働時間)

- 第20条 清算期間は1か月間とし、毎月1日を起算日とする。
- 2 清算期間中の所定総労働時間は、120時間とする。ただし、個別の契約で、週あたりの所定労働時間を定めたときは、その4倍を清算期間中の所定総労働時間とする。
- 3 清算期間における勤務時間が、前項の清算期間中の所定総労働時間に満たなかった場合は、基本 給のうちその満たない時間に相当する部分の額は支給しないことができる。
- 4 清算期間中の休日数は少なくとも4日以上で第22条3項の法定休日を充足するようにしなけれ

ばならない。

(休日)

- 第21条 休日は、次のとおりとする。
 - 一 土曜日
 - 二日曜日
 - 三 国民の祝日(日曜日と重なったときは翌日)
 - 四 年末年始(12月30日~1月4日)
 - 五 その他会社が指定する日
 - 2 業務の都合により会社が必要と認める場合は、あらかじめ前項の休日を他の日と振り替えること がある。
 - 3 第21条の規定は、労働者の選択により清算期間中の休日数以上で任意に振り替えることができる。

(法定休日)

- - 2 業務の都合により会社が必要と認める場合又は労働者の選択によって、他の日と振り替えることができる。
 - 3 前項により振替を行う場合は、令和5年10月1日を起算日とした4週間毎に4日の休日を満たすようにしなければならない。

(法定時間外労働、法定休日労働及び深夜労働)

- 第23条 清算期間中における労働者の総労働時間は、執行役員および本部長以上の管理監督者を除き、原則として法定労働時間(週平均40時間)以下とし、会社および労働者はこれを遵守しなければならない。ただし、やむを得ない業務の都合により、法定労働時間を超えて労働させ(以下、「法定時間外労働」という。)又は法定休日に労働(以下、「法定休日労働」という。)させることができる。
 - 2 法定時間外労働又は法定休日労働については、あらかじめ会社は労働者の過半数代表者と書面による労使協定を締結するとともに、これを所轄の労働基準監督署長に届け出るものとする。
 - 3 妊娠中の女性、産後1年を経過しない女性労働者(以下「妊産婦」という)であって請求した者及び18歳未満の者については、第2項による法定時間外労働又は法定休日労働若しくは深夜(午後10時から午前5時まで)労働に従事させない。
 - 4 災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合には、第1項から前項までの制限を超えて、時間外労働又は休日労働させることがある。ただし、この場合であっても、請求のあった妊産婦については、法定時間外労働又は法定休日労働に従事させない。
 - 5 法定時間外労働又は法定休日労働は、予測の困難な業務量の大幅な増加等、やむを得ない場合に限り適用すべきであって、これを常態としてはならない。労基法36条5項の適用にあっては、通常予見することができず、真にやむを得ない場合に限り最小限度においてのみ適用すべきであって、いやしくもこれを常態としてはならない。

(法定時間外労働、法定休日労働及び深夜労働の手順)

第24条 労働者が法定時間外労働又は法定休日労働をしようとする場合は、事前に会社の許可を得なければならない。

2 労働者がフレキシブルタイム内で深夜労働を行う場合は、事前に会社の許可を得なければならない。ただし、固定の深夜割増賃金が設定されている場合でかつ法定労働時間を超えていない場合はこの限りでない。

(月給制における賃金の取扱)

- 第25条 月給制により基本給が定められている労働者が、清算期間中の所定総労働時間を超えて労働した 場合で、次のいずれかに該当するときは、当該超過時間に対する追加の賃金は支給しない。
 - 一 当該労働者が執行役員または本部長以上の管理監督者である場合
 - 二 当該労働者が前号以外の者であり、労働時間が法定労働時間(週平均 40 時間)以下である場合 (月給制により基本給が定められている労働者であり、当該労働者が前号以外の者である場合は、 基本給には、所定労働時間に対する対価のほか、所定労働時間を超え法定労働時間以内の労働時間に対する対価が含まれる。)

第五章 休暇等

(年次有給休暇)

第26条 採用日から6か月間継続勤務し、清算期間中の所定総労働時間の8割以上勤務した労働者に対しては、10日の年次有給休暇を与える。その後1年間継続勤務するごとに、当該1年間において所定労働日数の8割以上出勤した労働者に対しては、下の表のとおり勤続期間に応じた日数の年次有給休暇を与える。

勤続期間	6 වා		1年6	2年6	3年6	4年6	5年6	6年6
	月		か月か月		か月	か月	か月	か月
付与日数	10	日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日

2 前項の規定にかかわらず、週所定労働時間30時間未満であり、かつ、週所定労働日数が4日以下(週あたりの所定労働時間を1日の所定労働時間で除したものを週所定労働日数とし、小数点以下を切り上げる。また、週以外の期間によって所定労働日数を定める労働者については年間所定労働日数が216日以下である者をいう。)の労働者に対しては、下の表のとおり所定労働日数及び勤続期間に応じた日数の年次有給休暇を与える。

週所定	1年間の所定労	勤続期間													
労働日	働日数														
数															
		6	か	1年6	2年6	3年6	4年6	5年6	6年6						
		月		か月	か月	か月	か月	か月	か月						
4 日	169 日~216 日	7	3	8日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日						
3 日	121 日~168 日	5 I	3	6 日	6 日	8日	9 日	10 日	11日						
2 日	73 日~120 日	3	3日 4日		4 日	5 日	6 日	6 日	7 日						
1 日	48 日~72 日	1日		2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日						

- 3 第26条又は第26条第2項の年次有給休暇は、労働者があらかじめ請求する時季に取得させる。ただし、労働者が請求した時季に年次有給休暇を取得させることが事業の正常な運営を妨げる場合は、他の時季に取得させることがある。
- 4 前項の規定にかかわらず、労働者代表との書面による協定により、各労働者の有する年次有給休暇日数のうち5日を超える部分について、あらかじめ時季を指定して取得させることがある。

- 5 第26条及び第26条第2項の出勤率の算定に当たっては、下記の期間については出勤したものとして取り扱う。
 - 一 年次有給休暇を取得した期間
 - 二 産前産後の休業期間
 - 三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)に基づく育児休業及び介護休業した期間
 - 四 業務上の負傷又は疾病により療養のために休業した期間
- 6 付与日から1年以内に取得しなかった年次有給休暇は、付与日から2年以内に限り繰り越して取得することができる。
- 7 前項について、繰り越された年次有給休暇とその後付与された年次有給休暇のいずれも取得できる場合には、繰り越された年次有給休暇から取得させる。
- 8 会社は、毎月の賃金計算締切日における年次有給休暇の残日数を、当該賃金の支払明細書に記載 して各労働者に通知する。

(産前産後の休業)

- 第27条 6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定の女性労働者から請求があったときは、休業させる。
 - 2 産後8週間を経過していない女性労働者は、就業させない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、産後6週間を経過した女性労働者から請求があった場合は、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることがある。
 - 4 産前10週間以内、産後10週間以内の女性労働者の休業請求は優先的に取り扱う。

(母性健康管理の措置)

- 第28条 妊娠中又は出産後1年を経過しない女性労働者から、所定労働時間内に、母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく保健指導又は健康診査を受けるために申出があったときは、次の範囲内で時間内通院を認める。
 - 一 産前の場合
 - い 妊娠23週まで

4週に1回

ろ 妊娠24週から35週まで

2週に1回

は 妊娠36週から出産まで

1週に1回

- に ただし、医師又は助産師(以下「医師等」という。)がこれと異なる指示をしたときには、そ の指示により必要な時間
- 二 産後(1年以内)の場合
 - い 医師等の指示により必要な時間
- 2 妊娠中又は出産後1年を経過しない女性労働者から、保健指導又は健康診査に基づき勤務時間等 について医師等の指導を受けた旨申出があった場合、次の措置を講ずる。
 - 妊娠中の休憩時間について指導された場合は、適宜休憩時間の延長や休憩の回数を増やす。
 - 二 妊娠中又は出産後の女性労働者が、その症状等に関して指導された場合は、医師等の指導事項を

遵守するための作業の軽減や勤務時間の短縮、休業等の措置をとる。

(育児時間)

第29条 1歳に満たない子を養育する労働者から請求があったときは、休憩時間のほか1日について3回、1回について30分の育児時間を与える。

(ウェルネス休暇)

(育児・介護休業、子の看護休暇等)

- 第31条 労働者のうち必要のある者は、育児・介護休業法に基づく育児休業、介護休業、子の看護休暇、 介護休暇、育児のための所定外労働の免除、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並 びに所定労働時間の短縮措置等(以下「育児・介護休業等」という。)の適用を受けることがで きる。
 - 2 育児休業、介護休業等の取扱いについては、「育児・介護休業等に関する規則」で定める。

(裁判員等のための休暇)

- 第32条 労働者が裁判員若しくは補充裁判員となった場合又は裁判員候補者となった場合には、次のとおり休暇を与える。
 - 一 裁判員又は補充裁判員となった場合 必要な日数
 - 二 裁判員候補者となった場合 必要な時間

第六章 賃金

(賃金の構成)

- 第33条 賃金の構成は、次のとおりとする。
 - 一 基本給
 - 二 諸手当
 - い 通勤手当
 - 三 割増賃金
 - い 法定時間外労働割増賃金
 - ろ 法定休日労働割増賃金
 - は 深夜労働割増賃金

(基本給)

第34条 基本給は、本人の職務内容、技能、勤務成績等を考慮して各人別に決定する。

(割増賃金)

第35条 法定時間外労働、法定休日労働及び深夜労働をさせた場合は、次に掲げる割増賃金率より算定し た割増賃金を支払うものとする。ただし、固定の割増賃金が設定されている場合は、固定の割増 賃金を上回る部分のみ支払うものとする。

- 一 法定時間外労働・・・25%
- 二 法定休日労働・・・35%
- 三 深夜労働・・・25%
- 2 割増賃金は、基本給および諸手当の合計額を第20条第2項で定めた時間で除した金額を基礎賃金とし、これに前項に定める割増率および対象となる法定時間外・法定休日・深夜労働時間数を乗じて算出するものとする。
- 3 特別条項付き36協定に基づき、法定労働時間を超える時間外労働の上限が延長される場合、延 長された時間外労働に対する割増率は、協定に定められた率を適用する。

(休暇等の賃金)

- 第36条 年次有給休暇を取得した日については、1日の所定労働時間を勤務したものとみなす。
- 2 産前産後の休業期間、育児時間、生理休暇、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業期間、介護休業期間、育児休業に準ずる措置及び子の看護休暇期間、裁判員等のための休暇の期間は、清算期間中の所定総労働時間のうち、日割りで提供義務を免じ、相当する賃金の支給を行わない。
- 3 ウェルネス休暇を取得したときは、前項と同様とする。ただし、直近の年次有給休暇が付与された日からウェルネス休暇を取得した日までに5日以上の年次有給休暇を取得している場合において、清算期間内に一回に限り第一項と同様する。
- 4 前項の規定は、清算期間中の所定総労働時間までの労務の提供を妨げるものではない。
- 5 第9条に定める休職期間中は、原則として賃金を支給しない。

(臨時休業の賃金)

第37条 会社側の都合により、清算期間内の暦日において過半の日において労務の提供が不可能な状態となり、労基法第12条に規定する平均賃金の6割に満たすことができなくなった場合、その額以上に相当する時間以上の労務があったものとみなして賃金を支給する。

(欠勤等の扱い)

第38条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出については、労務の提供がなかったものとして取り扱う。

(賃金の計算期間及び支払日)

- 第39条 賃金は、毎月末日に締め切って計算し、翌月25日に支払う。ただし、支払日が休日に当たる場合は、その前日に繰り上げて支払う。
- 2 前項の計算期間の中途で採用された労働者又は退職した労働者については、月額の賃金は当該計 算期間の暦日において日割計算して支払う。

(賃金の支払と控除)

- 第40条 賃金は、労働者に対し、通貨で直接その全額を支払う。
- 2 前項について、労働者が同意した場合は、労働者本人の指定する金融機関の預貯金口座へ振込により賃金を支払う。
- 3 次に掲げるものは、賃金から控除する。
 - 一 源泉所得税
 - 二 住民税

- 三 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料の被保険者負担分
- 四 労働者代表との書面による協定により賃金から控除することとした借上社宅管理細則で定める借上社宅の使用料、財形貯蓄の積立金及び組合費

(賃金の非常時払い)

- 第41条 労働者又はその収入によって生計を維持する者が、次のいずれかの場合に該当し、そのために労働者から請求があったときは、賃金支払日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払う。
 - 一 やむを得ない事由によって1週間以上帰郷する場合
 - 二 結婚又は死亡の場合
 - 三 出産、疾病又は災害の場合
 - 四 退職又は解雇により離職した場合

(給与改定)

- 第42条 給与改定(昇給及び降給をいう)は、会社の業績及び経済状況等を考慮して、毎年11月1日を もって行うものとする。
 - 2 労働者の勤務成績その他の事情を総合的に考慮し、前項の規定にかかわらず給与改定を行うことがある。借上社宅の使用料、財形貯蓄の積立金及び組合費を賃金から控除することとした労働者については、前項の規定にかかわらず給与改定を行うことがある。
 - 3 給与改定額は、労働者の勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。

(賞与)

- 第43条 賞与は、次の各号に掲げる算定対象期間のうち、当会社の会計年度中に少なくとも1回以上、算定対象期間の末日に在籍し、かつその翌月末に在籍している労働者に対し、算定対象期間における会社の業績及び労働者の勤務成績等を勘案して、算定対象期間の末日の翌々月末日までに支払うものとする。ただし、会社の業績の低下その他やむを得ない事由により、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。
 - 一 11月1日から翌年2月末日
 - 二 3月1日から6月末日
 - 三 7月1日から10月末日
 - 2 前項の賞与の額は、会社の業績及び労働者の勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。

第七章 退職及び解雇

(退職)

- 第44条 労働者が次のいずれかに該当するときは、退職とする。
 - 一 退職を願い出て会社が承認したとき、又は退職願を提出して14日を経過したとき。
 - 二 期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき。
 - 三 第9条に定める休職期間が満了し、なお休職事由が消滅しないとき。
 - 四死亡したとき。
 - 五 届出又は連絡なく欠勤を続け、その欠勤期間が30日を超え、なお所在が不明のとき。
 - 2 労働者が退職し、又は解雇された場合、その請求に基づき、使用期間、業務の種類、地位、賃金

又は退職の事由を記載した証明書を遅滞なく交付する。

(解雇)

- 第45条 労働者が次のいずれかに該当するときは、解雇することがある。
 - 一 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、労働者としての職責を果たし得ないとき。
 - 二 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等就業 に適さないとき。
 - 三 業務上の負傷又は疾病による療養の開始後3年を経過しても当該負傷又は疾病が治らない場合であって、労働者が傷病補償年金を受けているとき又は受けることとなったとき(会社が打ち切り補償を支払ったときを含む。)。
 - 四 精神又は身体の障害により業務に耐えられないとき。
 - 五 試用期間における作業能率又は勤務態度が著しく不良で、労働者として不適格であると認められたとき。
 - 六 第55条に定める懲戒解雇事由に該当する事実が認められたとき。
 - 七 事業の運営上又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事由により、事業の縮小又は部門の 閉鎖等を行う必要が生じ、かつ他の職務への転換が困難なとき。
 - 八 その他前各号に準ずるやむを得ない事由があったとき。
 - 2 前項の規定により労働者を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をする。予告しないときは、平均賃金の30日分以上の手当を解雇予告手当として支払う。ただし、予告の日数については、解雇予告手当を支払った日数だけ短縮することができる。
 - 3 前項の規定は、労働基準監督署長の認定を受けて労働者を第55条に定める懲戒解雇する場合又 は次の各号のいずれかに該当する労働者を解雇する場合は適用しない。
 - 一 日々雇い入れられる労働者(ただし、1か月を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)
 - 二 2か月以内の期間を定めて使用する労働者(ただし、その期間を超えて引き続き使用されるに 至った者を除く。)
 - 三 試用期間中の労働者(ただし、14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)
 - 4 第45条の規定による労働者の解雇に際して労働者から請求のあった場合は、解雇の理由を記載 した証明書を交付する。

(退職金)

第46条 労働者が退職したとき、退職手当規程に定めるところにより、退職金を支給する。

第八章 安全衛生及び災害補償

(遵守事項)

- 第47条 会社は、労働者の安全衛生の確保及び改善を図り、快適な職場の形成のために必要な措置を講ずる。
 - 2 労働者は、安全衛生に関する法令及び会社の指示を守り、会社と協力して労働災害の防止に努め なければならない。
 - 3 労働者は安全衛生の確保のため、特に下記の事項を遵守しなければならない。
 - 一 機械設備、工具等の就業前点検を徹底すること。また、異常を認めたときは、速やかに会社に報

- 告し、指示に従うこと。
- 二 安全装置を取り外したり、その効力を失わせるようなことはしないこと。
- 三 保護具の着用が必要な作業については、必ず着用すること。
- 四 喫煙は、所定の場所以外では行わないこと。
- 五 立入禁止又は通行禁止区域には立ち入らないこと。
- 六 常に整理整頓に努め、通路、避難口又は消火設備のある所に物品を置かないこと。
- 七 火災等非常災害の発生を発見したときは、直ちに臨機の措置をとり、安全衛生を担当する者に報告し、その指示に従うこと。

(健康診断)

- 第48条 労働者に対しては、採用の際及び毎年1回(深夜労働に従事する者は6か月ごとに1回)、定期 に健康診断を行う。
 - 2 前項の健康診断のほか、法令で定められた有害業務に従事する労働者に対しては、特別の項目についての健康診断を行う。
 - 3 長時間の労働により疲労の蓄積が認められる労働者に対し、その者の申出により医師による面接 指導を行う。
 - 4 第48条及び第48条第2項の健康診断並びに前項の面接指導の結果必要と認めるときは、一定期間の就業禁止、労働時間の短縮、配置転換その他健康保持上必要な措置を命ずることがある。

(健康管理上の個人情報の取扱い)

- 第49条 会社への提出書類及び身上その他の個人情報(家族状況も含む)並びに健康診断書その他の健康 情報は、次の目的のために利用する。
 - 一 会社の労務管理、賃金管理、健康管理
 - 二 出向、転籍等のための人事管理
 - 2 労働者の定期健康診断の結果、労働者から提出された診断書、産業医等からの意見書、過重労働対策による面接指導結果その他労働者の健康管理に関する情報は、労働者の健康管理のために利用するとともに、必要な場合には産業医等に診断、意見聴取のために提供するものとする。

(安全衛生教育)

- 第50条 労働者に対し、雇入れの際及び配置換え等により作業内容を変更した場合、その従事する業務に 必要な安全及び衛生に関する教育を行う。
- 2 労働者は、安全衛生教育を受けた事項を遵守しなければならない。

(災害補償)

第51条 労働者が業務上の事由又は通勤により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、労基法及び 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところにより災害補償を行う。

第九章 職業訓練

(教育訓練)

- 第52条 会社は、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、労働者に対し、必要な教育訓練を行う。
 - 2 労働者は、会社から教育訓練を受講するよう指示された場合には、特段の事由がない限り教育訓

練を受けなければならない。

3 前項の指示は、教育訓練開始日の少なくとも2週間前までに該当労働者に対し通知する。

第十章 表彰及び制裁

(表彰)

- 第53条 会社は、労働者が次のいずれかに該当するときは、表彰することがある。
 - 一 業務上有益な発明、考案を行い、会社の業績に貢献したとき。
 - 二 永年にわたって誠実に勤務し、その成績が優秀で他の模範となるとき。
 - 三 永年にわたり無事故で継続勤務したとき。
 - 四 社会的功績があり、会社及び労働者の名誉となったとき。
 - 五 前各号に準ずる善行又は功労のあったとき。
 - 2 表彰は、原則として会社の創立記念日に行う。また、賞状のほか賞金を授与する。

(懲戒の種類)

- 第54条 会社は、労働者が次条のいずれかに該当する場合は、その情状に応じ、次の区分により懲戒を行うことがある。
 - 一 譴責

始末書を提出させて将来を戒める。

二減給

始末書を提出させて減給する。ただし、減給は1回の額が平均賃金の1日分の5割を超えることはなく、また、総額が1賃金支払期における賃金総額の1割を超えることはない。

三 出勤停止

始末書を提出させるほか、14日間を限度として出勤を停止し、その間の賃金は支給しない。

四 懲戒解雇

予告期間を設けることなく即時に解雇する。この場合において、所轄の労働基準監督署長の認定 を受けたときは、解雇予告手当(平均賃金の30日分)を支給しない。

(懲戒の事由)

- 第55条 労働者が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、譴責、減給又は出勤停止とする。
 - 一 正当な理由なく、しばしば清算期間中の所定総労働時間の勤務を行わないとき。
 - 二 正当な理由なく、事前に日程調整し了承の上で約した会議等にしばしば出席せず又は遅刻するとき。
 - 三 過失により会社に損害を与えたとき。
 - 四 素行不良で社内の秩序及び風紀を乱したとき。
 - 五 性的な言動により、他の労働者に不快な思いをさせ、又は職場の環境を悪くしたとき。
 - 六 性的な関心を示し、又は性的な行為をしかけることにより、他の労働者の業務に支障を与えた とき。
 - 七 第11条、第12条、第13条又は第14条に違反したとき。
 - 八 その他この規則に違反し又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき。
 - 2 労働者が次のいずれかに該当するときは、懲戒解雇とする。ただし、平素の服務態度その他情状

によって、第45条に定める普通解雇、第55条に定める減給、出勤停止とすることができる。

- 一 重要な経歴を詐称して雇用されたとき。
- 二 正当な理由なく、無断欠勤が32日以上に及び、出勤の督促に応じなかったとき。
- 三 正当な理由なく、無断で欠席等を繰り返し、8回にわたって注意を受けても改めなかったとき。
- 四 正当な理由なく、しばしば業務上の指示・命令に従わなかったとき。
- 五 故意又は重大な過失により会社に重大な損害を与えたとき。
- 六 会社内において刑法その他刑罰法規の各規定に違反する行為を行い、その犯罪事実が明らかとなったとき(当該行為が軽微な違反である場合を除く。)。
- 七 素行不良で著しく社内の秩序又は風紀を乱したとき。
- 八 数回にわたり懲戒を受けたにもかかわらず、なお、勤務態度等に関し、改善の見込みがないとき。
- 九 職責を利用して交際を強要し、又は性的な関係を強要したとき。
- 十 第12条、第13条に違反し、その情状が悪質と認められるとき。
- 十一 故意に第14条に違反したとき。
- 十二 許可なく職務以外の目的で会社の施設、物品等を使用したとき。
- 十三 職務上の地位を利用して私利を図り、又は取引先等より不当な金品を受け、若しくは求め若しく は供応を受けたとき。
- 十四 私生活上の非違行為や会社に対する正当な理由のない誹謗中傷等であって、会社の名誉信用を損ない、業務に重大な悪影響を及ぼす行為をしたとき。
- 十五 正当な理由なく会社の業務上重要な秘密を外部に漏洩して会社に損害を与え、又は業務の正常な 運営を阻害したとき。
- 十六 その他前各号に準ずる不適切な行為があったとき。

第十一章 公益通報者保護

(公益通報者の保護)

第56条 会社は、労働者から組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報があった場合に は、別に定めるところにより処理を行う。

附則

(施行日)

第57条 本編の規則の改正は、令和7年7月30日から施行する。

第二編 育児・介護休業等に関する規則

(育児休業)

- 第58条 育児のために休業することを希望する従業員(日雇従業員を除く)であって、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、申出により、育児休業をすることができる。ただし、有期契約従業員にあっては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り、育児休業をすることができる。
 - 一 入社1年以上であること。
 - 二 子が1歳6か月に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと。
 - 2 前項にかかわらず、次の従業員からの休業の申出は拒むことができる。
 - 一 申出の日から1年以内(4項の申出をする場合は、6か月以内)に雇用関係が終了することが明 らかな従業員
 - 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
- 3 配偶者が従業員と同じ日から又は従業員より先に育児休業をしている場合、従業員は、子が1歳 2か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計が1年を 限度として、育児休業をすることができる。
- 4 次のいずれにも該当する従業員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児 休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。
 - 一 従業員又は配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること。
 - 二次のいずれかの事情があること。
 - い 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合
 - ろ 従業員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定で あった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合
- 5 育児休業をすることを希望する従業員は、原則として、育児休業を開始しようとする日の1か月前(第58条第3項に基づく1歳を超える休業の場合は、2週間前)までに、育児休業申出書を 人事担当者に提出することにより申し出るものとする。
- 6 育児休業申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該育児休業申出書を提出した者に対し、 育児休業取扱通知書を交付する。

(介護休業)

- 第59条 要介護状態にある家族を介護する従業員(日雇従業員を除く)は、申出により、介護を必要とする家族1人につき、のべ93日間までの範囲内で3回を上限として介護休業をすることができる。ただし、有期契約従業員にあっては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り、介護休業をすることができる。
 - 一 入社1年以上であること。
 - 二 介護休業開始予定日から93日を経過する日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了 し、更新されないことが明らかでないこと。

- 2 前項にかかわらず、労使協定により除外された次の従業員からの休業の申出は拒むことができる。
 - 一 入社1年未満の従業員
 - 二 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
 - 三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
- 3 要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の 期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。
 - 一 配偶者
 - 二 父母
 - 三 子
 - 四 配偶者の父母
 - 五 祖父母
 - 六 兄弟姉妹
 - 七 孫
- 4 介護休業をすることを希望する従業員は、原則として、介護休業を開始しようとする2週間前までに、介護休業申出書を人事担当者に提出することにより申し出るものとする。
- 5 介護休業申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該介護休業申出書を提出した者に対し、 介護休業取扱通知書を交付する。

(子の看護休暇)

- 第60条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員(日雇従業員を除く)は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、次の従業員からの申出は拒むことができる。
 - 一 入社6か月未満の従業員
 - 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
 - 2 子の看護休暇は、半日単位で取得することができる。

(育児休業に準ずる休業措置)

- 第61条 育児のために休業することを希望する従業員であって、第58条に定める育児休業に該当せず、 3歳に満たない子と同居し、養育する者は、育児休業に準ずる休業の申出をすることができる。
- 2 前項に定める育児休業に準ずる休業の申出期間中は、時間単位、日単位、月単位等で育児に際して必要な時間について、休業することができ、フレックタイム制適用従業員については、所定労働時間から控除することができる。
- 3 前項に定める休業期間の給与は支給しないことができ、賞与の算定から控除することができる。

(介護休暇)

第62条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする従業員(日雇従業員を除く)は、就業規則に規定する年次有給休暇とは別に、対象家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4

月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、次の従業員からの申出は拒むことができる。

- 一 入社6か月未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
- 2 介護休暇は、半日単位で取得することができる。

(給与等の取扱い)

- 第63条 基本給その他の月毎に支払われる給与の取扱いは次のとおりとする。
 - 一 育児休業 (第58条) 及び介護休業 (第59条) の適用をした期間については、原則として支給しない。
 - 二 第62条及び第60条の制度の適用を受けた日又は時間については、原則として無給とする。
- 2 賞与については、その算定対象期間に育児・介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日数 により日割りで計算した額とすることができる。ただし、全額の支給を妨げない。
- 3 退職金の算定に当たっては、育児・介護休業をした期間は勤務したものとして勤続年数を計算するものとする。
- 4 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業をした日は出勤したものとみなす。

(育児休業等に関するハラスメントの防止)

第64条 すべての従業員は本規則に定める制度の申出・利用に関して、当該申出・利用する従業員の就業 環境を害する言動を行ってはならない。

(法令との関係)

第65条 育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、時間外労働 及び深夜業の制限、育児短時間勤務並びに介護短時間勤務に関して、この規則に定めのないこと については、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

第三編 退職手当規程

(目的)

第66条 この規程は、就業規則第46条に基づき従業員の退職金について定めたものである。

(適用範囲)

第67条 この規程による退職金制度は、会社に雇用され勤務するものすべてに適用する。

(退職金の算定方法)

- 第68条 退職金は別表1で定めるところにより、退職時における最終賃金月における課税支給額に支給率 を乗じたものとする。
 - 2 前項の支給率の算定にあたって、勤続年数は、勤続日数を365.2425で除してするものと する。
 - 3 1円未満の端数については切り捨てるものとする。

(特別功労金)

第69条 在職中、特に功労があったと認められる従業員に対して、退職金に特別功労金を加算して支給することがある。支給額は、その都度、その功労の程度を勘案して、退職金に0を超え、50未満の特別功労金乗率を乗じたものを加算するものとする。

(支払の時期および方法)

第70条 退職金は、退職または解雇の日から60日以内に通貨で、支給対象者の指定する金融機関口座への振込みにより支払う。

別表1 基本退職金支給率表

勤続年数 (A)	最終賃金月の課税支給額に対する乗率
1年以下	$\frac{\lfloor 5A \rfloor - \lfloor \pi A \rfloor + \lfloor 7A \rfloor}{e^{\pi}}$
1年を超え、5年以下	$\frac{1}{4}\sin(A\pi^4) + \frac{1}{\pi}\cos(A\pi^3) + \frac{A}{\pi} + 0.2$
5年を超え、10年以下	$\Gamma(\sqrt{A})$
10年超	$\frac{A}{17}\cos(13A) + \frac{A}{13}\sin(11A) + \log_{10}\Gamma(\frac{A}{2})$

別表1-2基本退職金支給率早見表

日数	支給率	日数	支給率	日数	支給率	日数	支給率	日数 支給率	日数	支給	率 日数	支給率	日数	支給率	日数	支給率	日数	支給率
=	0.0000000	2	0.0000000	3	0.0000000		0.0000000	5 0.0000000	6	0.000000	00 7	0.0000000	8	0.0000000	9	0.0000000	10	0.0000000
21	0.0000000	_	0.0000000		0.0000000		0.0000000	15 0.0000000 25 0.0000000		0.000000	_	0.0000000	18 28	0.0000000	_	0.0000000		0.0000000
	0.0000000	_	0.0000000		0.0000000		0.0000000	35 0.0000000		0.000000	.0 2.	0.0000000		0.0000000		0.0000000		0.0000000
	0.0000000 0.0000000		0.0000000 0.0000000	43 53	0.00000000 0.0432139		0.0000000 0.0432139	45 0.0000000 55 0.0432139		0.000000 0.043213	-		48 58	0.0000000 0.0432139	49 59	0.0000000		0.00000000 0.0432139
	0.0432139	_	0.0432139	63	0.0432139		0.0432139	65 0.0432139		0.043213 0.043213	_		68	0.0432139 0.0432139	69			0.0432139
	0.0432139		0.0432139 0.0864278	73 83	0.0432139 0.0864278		0.0864278 0.0864278	75 0.0864278 85 0.0864278		0.086427 0.086427			78 88	0.0864278 0.0864278	79 89	0.0864278 0.0864278		0.0864278 0.0864278
91	0.0864278 0.0864278		0.0864278 0.0864278		0.0864278		0.0864278	95 0.0864278		0.086427 0.086427			98	0.0864278 0.0864278	99			0.0864278
	0.0864278	_	0.0864278	_			0.0864278	105 0.1296418		0.129641	_		108	0.1296418	109	0.1200110		0.1296418
111	0.1296418 0.0864278		0.1296418 0.0864278	113	0.1296418 0.0864278		0.1296418	115 0.1296418 125 0.0864278		0.129641 0.086427			118 128	0.0864278 0.0864278		0.0864278 0.0864278		0.0864278 0.0864278
131	0.0864278		0.0864278		0.0864278	_	0.0864278	135 0.0864278		0.086427			138	0.0864278			_	0.0864278
		_	0.0864278 0.1296418	_				145 0.0864278 155 0.1296418	_	0.086427 0.129641		0.1296418	148 158	0.1296418 0.1728557		0.1296418 0.1728557		0.1296418 0.1728557
			0.1728557	163	0.1728557		0.1728557	165 0.1728557		0.172855 0.172855		0.1728557	168	0.1728557		0.1728557		0.1728557 0.1728557
171	0.1728557 0.1728557		0.1728557 0.1728557	173	0.1728557 0.1728557		0.1728557 0.1728557	175 0.1728557 185 0.1728557		0.172855 0.172855		0.1728557 0.1728557	178 188	0.1728557 0.1728557		0.1728557 0.1728557		0.1728557
191 201			0.1728557 0.1728557	193 203				195 0.1728557 205 0.1728557		0.172855 0.172855		0.1728557	198 208	0.1728557 0.1728557		0.1728557 0.2160696		0.1728557 0.2160696
			0.1128551					215 0.2160696		0.172838 0.216069		0.1728557	218	0.2160696		0.2160696		0.2100090 0.2592835
			0.2592835					225 0.2592835		0.259283		0.2592835	_	0.2592835		0.2592835		0.2592835
			0.2592835 0.2160696					235 0.2160696 245 0.2160696		0.216069 0.216069		0.2160696	238 248	0.2160696 0.2160696		0.2160696 0.2160696		0.2160696 0.2160696
			0.2160696 0.2592835		0.2160696			255 0.2160696 265 0.2592835		0.216069		0.2160696	258 268	0.2160696 0.2592835		0.2160696		0.2160696
	0.200200		$\frac{0.2592835}{0.2592835}$	273	0.2592835		0.200200	265 0.2592835 275 0.2592835	-00	0.259283 0.259283		0.2592835	268	0.2592835 0.2592835	_	0.2592835 0.2592835		$\begin{array}{c} 0.2592835 \\ 0.2592835 \end{array}$
			0.2592835 0.2592835		0.2592835 0.3024974			285 0.2592835 295 0.3024974		0.259283 0.302497		0.2592835	288 298	0.2592835 0.3024974		0.2592835 0.3024974		0.2592835 0.3024974
301	0.3024974		$\frac{0.2592835}{0.3024974}$					305 0.3024974		0.302497 0.302497		0.3024974		0.3024974 0.3024974		0.3024974		0.3024974 0.3024974
			0.3024974 0.3457113					315 0.3457113 325 0.3457113		0.345711 0.345711		0.3457113	318 328	0.3457113 0.3457113		0.3457113 0.3457113		0.3457113 0.3457113
331	0.3457113	332	0.3457113	333	0.3457113	334	0.3457113	335 0.3457113	336	0.345711	3 337	0.3457113	338	0.3457113	339	0.3457113	340	0.3457113
			0.3457113 0.3024974					345 0.3457113 355 0.3024974		0.345711 0.302497		0.3457113	348 358	0.3457113 0.3024974		0.3024974 0.3024974		0.3024974 0.3024974
361	0.3024974	362	0.3024974	363	0.3024974	364	0.3024974	365 0.3024974	366	0.763504	4 367	0.7101041	368	0.6627833	369	0.6253205	370	0.6006540
			0.5960792 0.9452015		0.6163467 0.9285531			375 0.6935006 385 0.8401449		0.743931 0.771586		0.7967776		0.8474723 0.6018012		0.8914809 0.5093051		0.9246278 0.4181744
								395 0.1303243		0.111380		0.1359586		0.0013012 0.1634272		0.2035005		0.2522652
			0.3580264 0.2872917					405 0.4724153 415 0.1472194		0.485442 0.122277		0.4831752		0.4657517 0.1236232		0.4345274 0.1524979		0.3919788 0.1998398
			0.3416384					425 0.6163554		0.122271 0.705919		0.7866854				0.1324979		0.1998398 0.9414285
	0.9573886 0.6466153		0.9553337					435 0.8633607 445 0.7440421		0.816023		0.7676368				0.6853986 0.9718446		0.6591774 1.0190693
								455 1.0182930				0.8932181				0.7223973		0.6307202
	0.5413345 0.3895948							465 0.2912231 475 0.5499174		0.269528 0.565558		0.2658551		0.2789022 0.5515785		0.3062407 0.5219023		$0.3444954 \\ 0.4790848$
481	0.4259844							485 0.1926318		0.151532		0.1253261	488	0.1166873		0.1271772		0.1571251
		\rightarrow	0.2704616 0.9357160				-	495 0.5274535 505 0.8800138		0.618857 0.840559		0.7051410	498 508	0.7819214 0.7552408		0.8455201 0.7183042	_	0.8932099 0.6905673
511	0.6751964	512	0.6743711	513	0.6891224	514	0.7192534	515 0.7633477	516	0.818864	7 517	0.8823154	518	0.9495067	519	1.0158359	520	1.0766159
			$\frac{1.1643307}{0.6624761}$					525 1.1669539 535 0.4676938		$\frac{1.129244}{0.433301}$		1.0740754	528 538	1.0042857 0.4167320		0.9236430 0.4324241		$0.8365851 \\ 0.4608037$
541	0.4982621	542	0.5405901	543	0.5832873	544	0.6218916	545 0.6523057	546	0.671096	9 547	0.6757495	_	0.6648520		0.6382045	550	0.5968410
			0.4797863 0.2267167					555 0.2768502 565 0.4519045		0.220147 0.540105			558 568	0.1481639 0.7078408		0.1386458 0.7785407		$0.1487946 \\ 0.8356931$
571	0.8769309	572	0.9010562	573	0.9081130	574	0.8993718	575 0.8772278	576	0.845018	9 577	0.8067774	578	0.7669330	579	0.7299870	580	0.7001829
			0.6758572 1.2144355					585 0.7535967 595 1.2771676		$\frac{0.808662}{1.259276}$			588 598	0.9468857 1.1683907		1.0218337		1.0944816 1.0228234
601	0.9397227	602	0.8560771	603	0.7766353	604	0.7057514	605 0.6470867	606	0.603361	3 607	0.5761719	608	0.5658906	609	0.5716501	610	0.5914166
								615 0.7725905 625 0.4005496				0.8054655				0.7786025 0.1927909		0.7410882 0.1820265
631	0.1911971	632	0.2199171	633	0.2665623	634	0.3283822	635 0.4016913	636	0.482124	9 637	0.5649423	638	0.6453558	639	0.7188617	640	0.7815508
								645 0.8656053 655 0.7208270		0.839522 0.772491		0.8052596		0.7670074 0.9119795		0.7292480 0.9924612		0.6964237 1.0741492
								665 1.3437389	666	1.346908	667					1.2432844		1.1787311
								675 0.8170652 685 0.9012261										0.7252357 0.9040675
691	0.8571057	692	0.7958502	693	0.7232621	694	0.6431893	695 0.5601038 705 0.3859595	696	0.478794	6 697	0.4040375	698	0.3402645	699	0.2912576		0.2598866 0.7424373
711	0.7954563	712	0.8343179	713	0.8574551	714	0.8645186	715 0.8563934	716			0.5296756						$0.7424373 \\ 0.6896827$
721	0.6596895	722	0.6405369	723	0.6353561	724	0.6462859	725 0.6743091 735 1.3658193	726	0.719170	8 727	0.7793845	728	0.8523255	729	0.9344049	730	1.0213130 1.2969561
								735 1.3658193 745 0.9669819				0.8757498						0.8512149
								755 1.0272976 765 0.7478849				1.0879845						1.0752527 0.3809796
771	0.3487690	772	0.3360220	773	0.3429109	774	0.3683514	775 0.4100842	776	0.464838	4 777	0.5285658	778	0.5967284	779	0.6646203	780	0.7276999
								785 0.8600956 795 0.6255296				0.8130181				0.7330755 0.8577667		0.6910552 0.9453440
801	1.0368195	802	1.1273588	803	1.2121298	804	1.2866336	805 1.3470119	806	1.390310	5 807	1.4146790	808	1.4194935	809	1.4053929	810	1.3742274
								815 1.0890420 825 1.1398776				0.9958573 1.2183847		0.9684984 1.2420309		0.9563514 1.2507995		0.9597174 1.2425222
831	1.2161913	832	1.1720434	833	1.1115543	834	1.0373473	835 0.9530199	836	0.862901	8 837	0.7717608	838	0.6844781	839	0.6057144	840	0.5395920
								845 0.4751644 855 0.8851851				0.5650383				0.6841795		0.7433752 0.7109556
861	0.6654131	862	0.6264610	863	0.5982351	864	0.5842010	865 0.5868990	866	0.607753	4 867	0.6469610	868	0.7034652	869	0.7750193	870	0.8583327
								875 1.2949850 885 1.1791202				1.3970542		1.4206368 1.0584898		1.4251612 1.0434384		1.4116238 1.0436944
891	1.0591072	892	1.0883105	893	1.1288216	894	1.1772203	895 1.2293952	896	1.280839	9 897	1.3269777	898	1.3634929	899	1.3866432	900	1.3935341
								905 1.1625205 915 0.5779994				0.9835531						$0.7263100 \\ 0.7915817$
921	0.8418693	922	0.8845650	923	0.9161854	924	0.9341710	925 0.9370692	926	0.924639	3 927	0.8978697	928	0.8589082	929	0.8109083	930	0.7578041
								935 0.5703318 945 1.2206401				0.5981542						0.7738188 1.4143533
951	1.4004395	952	1.3720257	953	1.3325331	954	1.2860717	955 1.2371407	956	1.190302	0 957	1.1498503	958	1.1195023	959	1.1021289	960	1.0995470
			1.1400467 1.5107112					965 1.2888553 975 1.3626591				1.4051353		1.4549429 1.1047752		1.4934609 1.0140896		1.5171501 0.9290431
981	0.8540037	982	0.7926236	983	0.7475930	984	0.7204624	985 0.7115451	986	0.719907	3 987	0.7434453	988	0.7790461	989	0.8228183	990	0.8703771
991	$0.917\overline{1648}$	992	0.9587818	993	$0.991\overline{3056}$	994	1.0115763	995 1.0174262	996	1.007839	1 997	$0.98\overline{30267}$	998	0.9444175	999	$0.89\overline{45589}$	1000	0.8369381

日数 支給率 日数 支給率 日数	支給率 日数	支給率 日数	支給率 日数	支給率 日委	支給率 支給率	日数	支給率 日数	支給率 日数	支給率
1001 0.7757371 1002 0.7155361 1003 1011 0.7800658 1012 0.8651996 1013		0.6164894 1005 1.0484673 1015		0.5720802 1007 1.2171126 1017			0.6015028 1009 .3378617 1019		0.7053477 1.3910732
1021 1.3912946 1022 1.3758090 1023 1031 1.1371334 1032 1.1622483 1033				1.2237260 102 1.3808154 103					1.1275715 1.6047411
1041 1.6297090 1042 1.6362868 1043	1.6233238 1044	1.5909227 1045	1.5404385 1046	1.4743902 1047	7 1.3962905	1048 1	.3104062 1049	$1.2214661\ 1050$	1.1343368
1051 1.0536891 1052 0.9836790 1053 1061 1.0173807 1062 1.0579421 1063	1.0915340 1064	1.1144903 1065	0.8657976 1056 1.1239914 1066	1.1182727 1067	7 1.0967570	1068 1	.0601038 1069		0.9498775
1071 0.8830257 1072 0.8140121 1073 1081 0.7249361 1082 0.7984119 1083				0.6077786 1077 1.1408404 1087			.2769747 1089	0.0220021 2000	$0.6650169 \\ 1.3528312$
1091 1.3650465 1092 1.3609121 1093 1101 1.1369014 1102 1.1578187 1103				1.2359192 1097 1.3781050 1107			.1648240 1099 .5257421 1109		1.1319349 1.6512264
1111 1.6949249 1112 1.7215511 1113 1121 1.2473139 1122 1.1731278 1123	1.7290957 1114	1.7167546 1115	1.6849883 1116	1.6354925 1117 1.0134820 1127	7 1.5710832	1118 1	.4955021 1119		1.3288275
1131 1.1344707 1132 1.1745476 1133	1.2098958 1134	1.2364502 1135	1.2508194 1136	1.2505367 1137	7 1.2342457	1138 1	.2018061 1139	1.1543141 1140	1.0940330
1141 1.0242423 1142 0.9490131 1143 1151 0.7040790 1152 0.7620889 1153	0.8327766 1154	0.9119501 1155	0.9949460 1156	0.6862324 1147 1.0769527 1157	7 1.1533433	1158 1	.2199950 1159		1.3117507
1161 1.3333761 1162 1.3385308 1163 1171 1.1187881 1172 1.1333557 1173				1.2361206 116 1.3438416 117			1628604 1169	1.1358055 1170 1.5833497 1180	
1181 1.7168130 1182 1.7628928 1183 1191 1.4226852 1192 1.3485910 1193		1.7999226 1185 1.2286141 1195	1.7887315 1186 1.1890125 1196	1.7583968 1187 1.1654393 1197				1.5778512 1190 1.1880426 1200	
1201 1.2583008 1202 1.2987790 1203 1211 1.1936666 1212 1.1157387 1213	1.3368713 1204		1.3889900 1206	1.3960468 1207	7 1.3872957	1208 1	.3617893 1209	1.3198163 1210 0.7000379 1220	1.2628929
1221 0.7243630 1222 0.7642525 1223	0.8193763 1224	0.8860837 1225	0.9600491 1226	1.0365752 1227	7 1.1109216	1228 1	.1786362 1229	1.2358640 1230	1.2796136
1231 1.3079618 1232 1.3201812 1233 1241 1.0926136 1242 1.0984227 1243	1.1211155 1244		1.2164110 1246	1.2350360 123 1.2856039 124	7 1.3650788	1248 1	.4507178 1249	1.1251446 1240 1.5378826 1250	1.6217331
1251 1.6975605 1252 1.7611116 1253 1261 1.5700404 1262 1.4997707 1263				1.8382746 1257 1.3057375 1267			.7650079 1259 .2950087 1269		1.6408014 1.3406207
1271 1.3779340 1272 1.4197365 1273 1281 1.3820531 1282 1.3056300 1283				1.5440372 127 0.9671402 128			.5295830 1279 0.8428479 1289		1.4466732 0.7870352
1291 0.7884554 1292 0.8089010 1293 1301 1.2991034 1302 1.3163134 1303	0.8464524 1294	0.8981212 1295	0.9600632 1296	1.0278531 129 1.2434860 130	7 1.0967974	1298 1	.1622663 1299 .1601931 1309	1.2200197 1300	$\frac{1.2665047}{1.0897044}$
1311 1.0697689 1312 1.0644580 1313	1.0758935 1314	1.1050344 1315	1.1515970 1316	1.2140625 1317	7 1.2897724	1318 1	.3751037 1319		1.5568338
1321 1.6435985 1322 1.7213748 1323 1331 1.6830583 1332 1.6195412 1333	1.5579420 1334	1.5026406 1335	1.4574265 1336	1.8746805 1327 1.4252317 1337	7 1.4079262	1338 1	.4061890 1339	1.4194644 1340	1.4460065
1341 1.4830092 1342 1.5268117 1343 1351 1.5775896 1352 1.5072362 1353	1.4256201 1354	1.3368774 1355		1.6828331 134° 1.1568950 135°	7 1.0752976	1358 1	.0051991 1359	1.6722471 1350 0.9501762 1360	
1361 0.8945813 1362 0.8956395 1363 1371 1.3145260 1372 1.3350660 1373			0.9983060 1366 1.3062812 1376					1.2327260 1370 1.1345714 1380	
1381 1.0618612 1382 1.0434464 1383 1391 1.5649538 1392 1.6526892 1393			1.0903223 1386 1.8424564 1396					1.3784356 1390 1.8476424 1400	
1401 1.7594695 1402 1.7046625 1403 1411 1.5650503 1412 1.6110280 1413	1.6487660 1404	1.5963320 1405	1.5515276 1406		7 1.4978162	1408 1		1.5033334 1410	
1421 1.7671630 1422 1.7074212 1423	1.6334159 1424	1.5487575 1425	1.4577879 1426	1.3652857 1427	7 1.2761410	1428 1	.1950216 1429	1.1260555 1430	1.0725509
1431 1.0367739 1432 1.0197998 1433 1441 1.3585019 1442 1.3813088 1443	1.3893493 1444	1.3820051 1445	1.3598913 1446	1.1185657 143° 1.3248127 144°	7 1.2796346	1448 1	.2246445 1439 .2280782 1449	1.1744541 1450	1.3227358 1.1233530
1451 1.0793158 1452 1.0465065 1453 1461 1.4742004 1462 1.5669501 1463			1.0454459 1456 1.7915409 1466	1.0822051 1457 1.8366952 1467			.2069746 1459 .8718957 1469		1.3800664 1.8380510
1471 1.8011955 1472 1.7560381 1473 1481 1.6185516 1482 1.6661926 1483				1.5812108 147 1.8899380 148			.5515378 1479 .9600044 1489	1.5592282 1480 1.9713940 1490	1.5820459 1.9642027
1491 1.9377900 1492 1.8927758 1493 1501 1.2055860 1502 1.1730324 1503				1.5789524 149° 1.2142433 150°			.4000925 1499 .3034770 1509		1.2557364 1.3953319
1511 1.4313910 1512 1.4560822 1513 1521 1.1300955 1522 1.0825570 1523	1.4669130 1514	1.4625022 1515	1.4426825 1516	1.4085157 151° 1.0474945 152°	7 1.3622213	1518 1	.3070209 1519	1.2469113 1520	1.1863818 1.2951441
1531 1.3851266 1532 1.4776717 1533	1.5679007 1534	1.6511450 1535	1.7232635 1536	1.7809241 153	7 1.8218262	1538 1	.8448519 1539	1.8501319 1540	1.8390246
1541 1.8140077 1542 1.7784916 1543 1551 1.6417119 1552 1.6897236 1553	1.7478725 1554	1.8123678 1555		1.9425761 1557	7 1.9989980	1558 2	.5823640 1549 2.0438425 1559	2.0735381 1560	1.6067686 2.0854460
1561 2.0780511 1562 2.0510742 1563 1571 1.3891798 1572 1.3443024 1573				1.7840470 1567 1.3347337 1577			.6068734 1569 .4076779 1579	1.5236134 1570 1.4511233 1580	1.4498393 1.4932345
1581 1.5296512 1582 1.5564991 1583 1591 1.2186891 1592 1.1572183 1593				1.5219610 1587 1.0478642 1597			.4191753 1589		1.2859630 1.2303480
1601 1.3112696 1602 1.3985425 1603 1611 1.8067484 1612 1.7800906 1613				1.7167727 1607 1.6304667 1617		_	.8029779 1609 .5895268 1619		1.8211325 1.6051601
1621 1.6367278 1622 1.6830527 1623 1631 2.1793655 1632 2.1726129 1633			1.8829825 1626 2.0407276 1636	1.9566714 162° 1.9677049 163°			2.0869102 1629 .8019686 1639	2.1347520 1630	2.1663528 1.6416495
1641 1.5746698 1642 1.5211717 1643	3 1.4834547 1644	1.4626452 1645	1.4586275 1646	1.4700645 164 1.6609914 165	7 1.4945041	1648 1	.5285651 1649	1.5681881 1650	1.6089355
1661 1.3454870 1662 1.2720764 1663	3 1.2058539 1664	1.1511588 1665	1.1116579 1666	1.0900886 166	7 1.0880658	1668 1	.1059678 1669	1.1429080 1670	1.1967956
1671 1.2644799 1672 1.3419690 1673 1681 1.7902058 1682 1.7711012 1683	3 1.7414630 1684	1.7051532 1685	1.6665158 1686		7 1.6001138	1688 1		1.5744023 1690	
1691 1.6096118 1692 1.6515544 1693 1701 2.2369598 1702 2.2512772 1703	2.2456416 1704	2.2204858 1705	2.1774775 1706	2.1194027 1707	7 2.0499707	1708 1	.9735555 1709	1.8948905 1710	1.8187394
1711 1.7495651 1712 1.6912217 1713 1721 1.7718873 1722 1.8057525 1723	1.6466899 1714	1.6178745 1715	1.6054793 1716	1.6089678 1717	7 1.6266112	1718 1	.6556218 1719	1.6923623 1720	1.7326139
1731 1.5066207 1732 1.4243974 1733 1741 1.2536780 1742 1.3177695 1743	1.3458933 1734	1.2757821 1735	1.2182693 1736	1.1768006 173	7 1.1538231	1738 1	.1506164 1739	1.1672049 1740	1.2023580
1751 1.7757788 1752 1.7626953 1753 1761 1.5695524 1762 1.6040062 1763	1.7374884 1754	1.7035453 1755	1.6649290 1756	1.6260790 1757	7 1.5914864	1758 1	.5653632 1759	1.5513332 1760	1.5521625
1771 2.2504218 1772 2.2852175 1773	2.3006329 1774	2.2961870 1775	2.2726635 1776	2.2320523 177	7 2.1774068	1778 2	2.1126270 1779	2.0421844 1780	1.9708066
1781 1.9031456 1782 1.8434518 1783 1791 1.8955194 1792 1.9345941 1793	1.9662559 1794	1.9866458 1795	1.9926791 1796	1.9822760 1797	7 1.9545209	1798 1	.9097396 1799	1.8494886 1800	1.7764566
1801 1.6942866 1802 1.6073297 1803 1811 1.2839420 1812 1.3321661 1813	1.3919113 1814		1.5284623 1816	1.5959303 1817	7 1.6569022	1818 1	.7075842 1819	1.7450487 1820	1.7674367
1821 1.7740846 1822 1.7655644 1823 1831 1.1259260 1832 1.1263160 1833	1.1267064 1834	1.1270969 1835	1.1274878 1836	1.1278789 183	7 1.1282702	1838 1	.1286619 1839	1.1290538 1840	1.1294459
1841 1.1298383 1842 1.1302310 1843 1851 1.1337771 1852 1.1341725 1853									
1861 1.1377424 1862 1.1381403 1863 1871 1.1417340 1872 1.1421347 1873	1.1385386 1864	1.1389371 1865	1.1393359 1866	1.1397349 1867	7 1.1401342	1868 1	.1405338 1869	1.1409336 1870	1.1413337
1881 1.1457522 1882 1.1461555 1883 1891 1.1497968 1892 1.1502027 1893	1.1465590 1884		1.1473669 1886	1.1477712 1887	7 1.1481758	1888 1	.1485806 1889		1.1493911
1901 1.1538679 1902 1.1542764 1903	1.1546853 1904	1.1550944 1905	1.1555037 1906	1.1559133 190	7 1.1563232	1908 1	.1567334 1909	1.1571438 1910	1.1575545
1911 1.1579654 1912 1.1583767 1913 1921 1.1620895 1922 1.1625034 1923	1.1629175 1924		1.1637465 1926	1.1641615 192	7 1.1645766	1928 1	.1649921 1929	1.1654078 1930	1.1658238
1931 1.1662400 1932 1.1666566 1933 1941 1.1704171 1942 1.1708363 1943	1.1712557 1944	1.1716754 1945	1.1720954 1946	1.1725156 1947	7 1.1729361	1948 1	.1733569 1949	1.1737779 1950	1.1741992
1951 1.1746207 1952 1.1750426 1953 1961 1.1788509 1962 1.1792754 1963									
1971 1.1831077 1972 1.1835348 1973 1981 1.1873910 1982 1.1878208 1983	1.1839622 1974	1.1843899 1975	1.1848178 1976	1.1852460 197	7 1.1856745	1978 1	.1861032 1979	1.1865322 1980	1.1869615
1991 1.1917010 1992 1.1921335 1993									

日数	支給率	日数	支給率	日数	支給率 日数	支給率 日装			支給率		支給率	日数	支給率	日数	支給率	日数	支給率
2011		2012		2013	1.1969081 2004 1.2012768 2014	1.2017151 201	5 1.20215	37 2016		2017		2018	1.2034711	2019	1.2039108	2020	1.1999634 1.2043507
2031	1.2092077	2032	1.2096508	2033	1.2056722 2024 1.2100943 2034	1.2105379 203	5 1.21098	19 2036	1.2114261	2037	1.2118706	2038	1.2123154	2039	1.2127604	2040	1.2132057
2051	1.2181216	2052	1.2185701	2053		1.2194679 205	5 1.21991	72 2056	1.2203668	2057	1.2163302 1.2208166 1.2253299	2058	1.2212668 1.2257827	2059	1.2217172	2060	1.2221678
2071	1.2271428	2072	1.2230699 1.2275967 1.2321503	2073	1.2280508 2074 1.2326072 2084	1.2285052 207	5 1.228959	99 2076	1.2294149	2077	1.2298701 1.2344373	2078	1.2303256 1.2348955	2079	1.2307814	2080	1.2312374
2091	1.2362717	2092	1.2367310 1.2413386	2093		1.2376503 209	5 1.238110	04 2096		2097		2098	1.2394923	2099	1.2399535	2100	1.2404149
2111	1.2455086	2112	1.2459733	2113	1.2464382 2114	1.2469034 211	5 1.247368	89 2116	1.2478347	2117	1.2483007 1.2529761	2118	1.2487671	2119	1.2492336	2120	1.2497005 1.2543840
2131	1.2548538	2132	1.2553239	2133	1.2557943 2134	1.2562649 213	1.256735	59 2136	1.2572071	2137	1.2576785 1.2624082	2138	1.2581503 1.2628827	2139	1.2586223	2140	1.2590946
2151	1.2643077	2152	1.2647833 1.2695539	2153	1.2652591 2154	1.2657352 215	5 1.26621	16 2156	1.2666883	2157	$\frac{1.2671652}{1.2719494}$	2158	1.2676424 1.2724294	2159	1.2681198	2160	1.2685976 1.2733900
					1.2748331 2174 1.2796611 2184						$\frac{1.2767610}{1.2816000}$		1.2772437 1.2820855				1.2782099 1.2830571
2201	1.2884208	2202		2203	1.2893996 2204	1.2898894 220	5 1.290379	95 2206	1.2908699	2207	$\frac{1.2864665}{1.2913605}$	2208	$\substack{1.2869547\\1.2918514}$	2209	1.2923426	2210	1.2928341
2221		2222	1.2938179 1.2987532	2223	1.2992483 2224	1.2997436 222	5 1.300239	92 2226	1.3007351	2227	$\frac{1.2962821}{1.3012313}$	2228	$\frac{1.2967758}{1.3017277}$	2229	1.3022245	2230	
2241	1.3082067	2242	1.3037163 1.3087071	2243	1.3042141 2234 1.3092077 2244	1.3097085 224	5 1.310209	97 2246	1.3107111	2247	1.3062082 1.3112129	2248	1.3067074 1.3117148	2249	1.3122171	2250	1.3127197
2261	1.3182661	2262	1.3137256	2263	1.3192782 2264	1.3197846 226	5 1.32029	14 2266	1.3207984	2267	1.3213057	2268	1.3218132	2269	1.3223211	2270	1.3228292
2281		2282	1.3238463 1.3289486 1.3340789	2283	1.3243553 2274 1.3294604 2284 1.3345935 2294		5 1.330484	17 2286	1.3309973	2287	1.3263940 1.3315102 1.3366546		1.3269043 1.3320234 1.3371706	2289	1.3325369	2290	1.3279259 1.3330506 1.3382034
	1.3387202	2302	1.3392373		1.3397547 2304		5 1.340790	03 2306	1.3413086		1.3418271	2308 2318	1.3423459	2309		2310	1.3433843
2321	1.3491160	2322	1.3496387	2323		1.3506851 232	5 1.351208	87 2326		2327	1.3522568 1.3575141	2328		2329	1.3533060	2330	
			1.3601534 1.3654534		1.3606821 2344 1.3659849 2354	1.3612111 234	5 1.361740	04 2346	1.3622700 1.3675813	2347	1.3627998		1.3633300 1.3686470		1.3638604 1.3691803	2350	1.3643911 1.3697139
2361 2371	$\substack{1.3702477\\1.3756020}$		1.3707819 1.3761390		1.3713163 2364 1.3766762 2374				1.3729213 1.3782898		$\frac{1.3734568}{1.3788282}$	$\frac{2368}{2378}$	$\substack{1.3739927\\1.3793670}$		$\frac{1.3745288}{1.3799060}$		1.3750652 1.3804453
2381 2391		2392	1.3815247 1.3869392	2393	1.3820649 2384 1.3874823 2394	1.3880256 239	5 1.388569	92 2396	1.3891131	2397	$\frac{1.3842284}{1.3896573}$	2398	1.3902018	2399		2400	1.3858540 1.3912916
2411	1.3973063	2412	1.3923826 1.3978548	2413		1.3989527 241	5 1.399502	21 2416	1.4000518	2417	1.4006018	2418	1.3956624 1.4011520	2419	1.4017026	2420	1.4022534
2431		2432	1.4033560 1.4088863 1.4144457	2433	1.4094409 2434	1.4099958 243	5 1.41055	11 2436	1.4111066	2437		2438	1.4066707 1.4122184 1.4177954	2439	1.4127748	2440	1.4077779 1.4133315 1.4189143
2451	1.4194742	2452	1.4200344 1.4256523	2453	1.4205948 2454 1.4262157 2464	1.4211556 245	5 1.421716	67 2456	1.4222780	2457		2458	1.4234016 1.4290372	2459	1.4239638	2460	1.4189143 1.4245264 1.4301678
	1.4307336	2472	1.4312996		1.4318660 2474		5 1.432999	96 2476	1.4335668	2477		2478 2488	1.4347022	2479	1.4352703 1.4409678	2480	1.4358387
	1.4421108 1.4478439	2492	1.4426828 1.4484188	2493 2503	1.4432551 2494 1.4489941 2504	1.4438276 249	5 1.444400	05 2496		2497		2498	1.4461208 1.4518747	2499		2500	1.4472692 1.4530290
2521	$\frac{1.4536066}{1.4593992}$	2522	1.4541846 1.4599801	2513 2523	$1.4605613\ 2524$	1.4553413 251 1.4611428 252	5 1.46172	16 2526		2527	$\frac{1.4570786}{1.4628891}$	$\frac{2518}{2528}$	$\frac{1.4576583}{1.4634718}$	2529	$\frac{1.4582383}{1.4640548}$	2530	1.4588186 1.4646381
2531 2541	1.4652217		1.4716611	2533 2543	1.4722483 2544	1.4669743 253 1.4728358 254	1.473423	36 2546	1.4681442	2547	1.4746001	2538 2548	1.4693153	2549		2550	1.4704876
2551 2561 2571		2562	1.4775466 1.4834623 1.4894084		1.4781368 2554 1.4840556 2564 1.4900046 2574	1.4787273 255 1.4846491 256	5 1.485243	30 2566				2558 2568	1.4810924 1.4870263 1.4929905	2569		2570	1.4822768 1.4882167 1.4941870
2581	1.4947857 1.5007895	2582	1.4953847 1.5013916	2583	1.4959840 2584		5 1.497183	36 2586	1.4977838	2587	1.4983843		1.4989852 1.5050103	2589	1.4995863 1.5056145	2590	1.5001878 1.5062190
2601	1.5068238 1.5128888	2602	1.5074289 1.5134970	2603	1.5080344 2604	1.5086401 260 1.5147143 261	5 1.509246	61 2606		2607		2608 2618		2609	1.5116734 1.5177629	2610	1.5122809 1.5183736
			1.5195958 1.5257254	2623 2633	1.5202073 2624 1.5263401 2634	1.5208192 262 1.5269550 263			1.5220439 1.5281859			$\frac{2628}{2638}$	1.5232698 1.5294180		1.5238833 1.5300346		1.5244970 1.5306514
2651	1.5374570	2652	1.5318860 1.5380776	2653	1.5386985 2654		5 1.53994	12 2656		2657	1.5411851			2659	1.5424303	2660	1.5368368 1.5430533
2671	1.5499276	2672	1.5505544	2673	1.5449244 2664 1.5511815 2674	1.5518089 267	5 1.552436	37 2676	1.5530647	2677	1.5536931	2678	1.5543218	2679	1.5549508	2680	1.5555801
2691	1.5625234	2692	1.5631565	2693	1.5574700 2684 1.5637899 2694 1.5701414 2704	1.5644237 269	1.565057	77 2696	1.5656921	2697	1.5663267	2698	1.5669617	2699	1.5675970	2700	1.5682327
2711	1.5752454	2712	1.5758849	2713	1.5765246 2714 1.5829396 2724	1.5771647 271	5 1.577805	51 2716	1.5784458	2717	1.5790868	2718	1.5797281	2719	1.5803698	2720	1.5810117
2731	1.5880945	2732	1.5887403	2733	1.5893864 2734 1.5958652 2744	1.5900328 273	5 1.590679	96 2736	1.5913267	2737	1.5919741	2738	1.5926218	2739	1.5932698	2740	1.5939182
2751	1.6010713	2752	1.6017236	2753	1.6023761 2754 1.6089192 2764	1.6030290 275	5 1.603682	21 2756	1.6043356	2757	1.6049895	2758	1.6056436	2759	1.6062981	2760	1.6069529
2781	1.6207783	2782	1.6214402	2783	1.6154946 2774 1.6221024 2784	1.6227650 278	5 1.623427	79 2786	1.6240911	2787	1.6247547	2788	1.6254185	2789	1.6260827	2790	1.6267473
2801	1.6340786	2802	1.6347470	2803	1.6287428 2794 1.6354158 2804	1.6360849 280	5 1.636754	13 2806	1.6374241	2807	1.6380941	2808	1.6387645	2809	1.6394353	2810	1.6401064
2821	1.6475098	2822	1.6481848	2823	1.6421215 2814 1.6488601 2824 1.6556317 2834	1.6495358 282	5 1.65021	18 2826	1.6508881	2827	1.6515648	2828	1.6522418	2829	1.6529191	2830	1.6535968
2841	1.6610728	2842	1.6617544	2843	1.6624364 2844 1.6692743 2854	1.6631187 284	5 1.66380	13 2846	1.6644843	2847	1.6651676	2848	1.6658512	2849	1.6665352	2850	1.6672194
2861	1.6747686	2862	1.6754569	2863	1.6761455 2864 1.6830502 2874	1.6768345 286	5 1.677523	38 2866	1.6782134	2867	1.6789034	2868	1.6795937	2869	1.6802843	2870	1.6809753
2881	1.6885981	2882	1.6892931	2883	1.6899884 2884 1.6969603 2894	1.6906841 288	5 1.691380	01 2886	1.6920764	2887	1.6927731	2888	1.6934701	2889	1.6941675	2890	1.6948652
2901 2911	$\frac{1.7025622}{1.7095950}$	$\frac{2902}{2912}$	1.7032639 1.7103001	2903 2913	1.7039660 2904 1.7110056 2914	1.7046684 290 1.7117114 291	5 1.70537 5 1.71241	12 2906 76 2916	1.7060743 1.7131241	2907 2917	$\frac{1.7067778}{1.7138310}$	$\frac{2908}{2918}$	$\frac{1.7074816}{1.7145382}$	$\frac{2909}{2919}$	$\frac{1.7081857}{1.7152457}$	2910 2920	1.7088902 1.7159536
2931	1.7237628	2932	1.7244748	2933	1.7180793 2924 1.7251871 2934	1.7258997 293	5 1.726612	28 2936	1.7273261	2937	1.7280398	2938	1.7287538	2939	1.7294682	2940	1.7301829
2951	1.7380676	2952	1.7387865	2953	1.7323292 2944 1.7395057 2954	1.7402252 295	5 1.740945	51 2956	1.7416654	2957	1.7423859	2958	1.7431069	2959	1.7438281	2960	1.7445498
2971	1.7525105	2972	1.7532363	2973	1.7467167 2964 1.7539624 2974	1.7546889 297	5 1.755415	57 2976	1.7561429	2977	1.7568704	2978	1.7575983	2979	1.7583265	2980	1.7590550
					1.7612428 2984 1.7685582 2994												

日数 支給		支給率	日数	支給率 日数	支給率	日数	支給率	日数	支給率	日数	支給率	日数	支給率	日数	支給率	日数	支給率
3001 1.774435 3011 1.781814		1.7751720 1.7825540		1.7759086 3004 1.7832942 3014			1.7773829 1.7847755		1.7781206 1.7855167		1.7788586 1.7862583		1.7795970 1.7870002				1.7810748 1.7884850
3021 1.789228 3031 1.796677		1.7899713					1.7922034 1.7996668		1.7929482 1.8004151		1.7936932 1.8011637		1.7944387 1.8019127				1.7959307 1.8034118
3041 1.804161 3051 1.811682		1.8049123 1.8124362		1.8056631 3044 1.8131905 3054			1.8071657 1.8147003		1.8079176 1.8154558		1.8086698 1.8162116		1.8094223 1.8169677				1.8109285 1.8184811
3061 1.819238 3071 1.826830	3 3062	1.8199959 1.8275915	3063	1.8207538 3064	1.8215121 30	065	1.8222708 1.8298772	3066	1.8230298 1.8306399	3067	1.8237892 1.8314029	3068	1.8245490	3069		3070	1.8260695 1.8336940
3081 1.834458 3091 1.842122	4 3082	1.8352232	3083		1.8367539 30	085	1.8375198 1.8451985	3086	1.8382860	3087	1.8390526			3089	1.8405869	3090	1.8413546 1.8490516
3101 1.849823 3111 1.857560	2 3102	1.8505953	3103		1.8521405 31		1.8529137	3106	1.8536872	000.	1.8544611	3108 3118		3109	1.8560099 1.8637762	3110	1.8567849
3121 1.865333	9 3122	1.8661133	3123	1.8668930 3124	1.8676731 31	125	1.8684536 1.8762786	3126	1.8692344	3127	1.8700157	3128	1.8707972	3129	1.8715792	3130	1.8723615
	4 3142	1.8817781	3143	1.8747107 3134 1.8825653 3144 1.8904569 3154	1.8833528 31	145	1.8841406 1.8920396	3146	1.8770632	3147	1.8778481	3148	1.8786334 1.8865064 1.8944166	3149	1.8872958	3150	1.8802050 1.8880855 1.8960031
3161 1.896796	9 3162	1.8975911	3163	1.8983856 3164	1.8991805 31	165	1.8999758	3166	1.8928316 1.9007715 1.9087488	3167	1.8936239	3168	1.9023640 1.9103488	3169		3170	1.9039579
	5 3182	1.9055534	3183	1.9143552 3184	1.9151576 31	185	1.9079494	3186	1.9167636	3187	1.9095486	3188	1.9183710	3189	1.9191753	3190	1.9119502
3201 1.928856	3 3202	1.9215905 1.9296655	3203	1.9223963 3194 1.9304751 3204	1.9312851 32	205		3206	1.9248160 1.9329061	3207	1.9256233 1.9337172	3208	1.9264310 1.9345287	3209	1.9353406	3210	1.9280475 1.9361528
	5 3222	1.9459293	3223	1.9467465 3224	1.9475641 32	225	1.9483820	3226	1.9410342 1.9492003	3227	1.9418491 1.9500190	3228	1.9426644 1.9508381	3229	1.9516576	3230	1.9442961 1.9524775
3241 1.961521	2 3242	1.9541183 1.9623457	3243		1.9639957 32	245	$\frac{1.9565825}{1.9648213}$	3246	$\frac{1.9574047}{1.9656473}$	3247		3248		3249	1.9681276	3250	1.9606971 1.9689552
3251 1.969783 3261 1.978083	6 3262	1.9706114 1.9789157	3263	1.9797483 3264	1.9805812 32	265	$\frac{1.9730986}{1.9814146}$	3266	$\frac{1.9739285}{1.9822483}$	3267	1.9747587 1.9830824	3268	1.9755894 1.9839169	3269		3270	1.9772518 1.9855871
3271 1.986422 3281 1.994800	8 3282	1.9872588 1.9956407	3283	1.9880952 3274 1.9964811 3284	1.9973218 32	275 285	1.9897693 1.9981629	3286	1.9906069 1.9990044	3277 3287	1.9914449 1.9998463	3288	$\frac{1.9922833}{2.0006886}$	3289	$\frac{1.9931221}{2.0015313}$	3290	1.9939612 2.0023744
3291 2.003217 3301 2.011674		2.0040617 2.0125218		2.0133700 3304			2.0065956 2.0150675		2.0074410 2.0159168		2.0082868 2.0167666		$\frac{2.0091330}{2.0176167}$		$\frac{2.0099796}{2.0184673}$		2.0108266 2.0193182
3311 2.020169 3321 2.028704	5 3322	2.0210212 2.0295602	3323				2.0235788 2.0321296		2.0244321 2.0329868		2.0252858 2.0338445		$\frac{2.0261398}{2.0347025}$		$\frac{2.0269943}{2.0355610}$	3330	
3331 2.037279 3341 2.045893	4 3342	2.0381387 2.0467570	3343				$\frac{2.0407200}{2.0493503}$		2.0415812 2.0502155	_	2.0424429 2.0510811		$\frac{2.0433049}{2.0519472}$		$\frac{2.0441673}{2.0528136}$		2.0450302 2.0536804
		2.0554153 2.0641136		2.0562833 3354 2.0649856 3364			2.0580206 2.0667309		2.0588898 2.0676042		2.0597594 2.0684778		2.0606294 2.0693519				2.0623707 2.0711012
		2.0728522 2.0816311		2.0737282 3374 2.0825113 3384			2.0754816 2.0842727		2.0763589 2.0851541		2.0772366 2.0860358		2.0781147 2.0869180		2.0789932 2.0878005		2.0798721 2.0886835
3391 2.089566 3401 2.098423		2.0904506 2.0993109		2.0913348 3394 2.1001991 3404			2.0931044 2.1019769		2.0939898 2.1028664		2.0948757 2.1037563		2.0957619 2.1046466		2.0966485 2.1055373		2.0975356 2.1064285
3411 2.107320 3421 2.116258		2.1082120 2.1171541		2.1091043 3414 2.1180505 3424		_	2.1108903 2.1198447		2.1117839 2.1207424	_	2.1126779 2.1216406		2.1135723 2.1225391				2.1153624 2.1243374
3431 2.125237 3441 2.134257		2.1261374 2.1351620					2.1288404 2.1378775		2.1297422 2.1387835		2.1306445 2.1396899		2.1315472 2.1405967		2.1324503 2.1415039		2.1333538 2.1424116
3451 2.143319 3461 2.152423	7 3452	2.1442281 2.1533359	3453	2.1451370 3454 2.1542490 3464		155	2.1469561 2.1560764	3456	2.1478663 2.1569908	3457	2.1487768 2.1579055		$\frac{2.1496878}{2.1588207}$		$\frac{2.1505992}{2.1597363}$		2.1515110 2.1606523
3471 2.161568 3481 2.170756	7 3472	2.1624856 2.1716772	3473	2.1634028 3474	2.1643205 34	175 185	2.1652386 2.1744429	3476	2.1661572 2.1753656		2.1670761 2.1762888	3478	$\frac{2.1679955}{2.1772124}$	3479	2.1689153 2.1781364	3480	2.1698355 2.1790608
3491 2.179985 3501 2.189257		2.1809110 2.1901871	3493	2.1818367 3494 2.1911170 3504		_	2.1836894 2.1929782		2.1846163 2.1939094		2.1855437 2.1948411		$\frac{2.1864716}{2.1957731}$		$\frac{2.1873998}{2.1967056}$		2.1883285 2.1976385
3511 2.198571 3521 2.207928	9 3512	2.1995057 2.2088669	3513		2.2013745 35	515	2.2023096 2.2116836	3516	2.2032450 2.2126234	3517	2.2041809 2.2135636	3518	2.2051173 2.2145042	3519	2.2060540	3520	2.2069912 2.2163867
3531 2.217328	6 3532	2.2182710 2.2277180	3533		2.2201569 35	535	2.2211006 2.2305605	3536		3537	2.2229891 2.2324577	3538		3539	2.2248794	3540	2.2258251 2.2353067
3551 2.236257 3561 2.245786	2 3552	2.2372082 2.2467417	3553	$2.2381596\ 3554$	2.2391114 35	555	2.2400637 2.2496103	3556	2.2410164 2.2505673	3557	2.2419695 2.2515248	3558	2.2429231 2.2524827	3559	2.2438771	3560	2.2448315 2.2543999
3571 2.255359 3581 2.264975	1 3572	2.2563187 2.2659394	3573	$2.2572788\ 3574$	2.2582394 35	575	2.2592004 2.2688342	3576	2.2601618 2.2698000	3577	2.2611236 2.2707662	3578	2.2620859 2.2717329	3579	2.2630486	3580	2.2640118 2.2736675
3591 2.274635 3601 2.284339	5 3592	2.2756040 2.2853125	3593	$2.2765728\ 3594$	2.2775421 35	595	2.2785119 2.2882337	3596	2.2794821 2.2892083	3597	2.2804527 2.2901833	3598	2.2814238 2.2911588	3599	2.2823953 2.2921347	3600	2.2833672 2.2931111
3611 2.294087 3621 2.303880	9 3612	2.2950652 2.3048623	3613		2.2970211 36	315	2.2979997 2.3078101	3616	2.2989787 2.3087936	3617	2.2999582 2.3097775	3618		3619	2.3019185 2.3117467	3620	2.3028993 2.3127320
3631 2.313717 3641 2.323599	7 3632	2.3147039		$2.3156905\ 3634$	2.3166776 36	335 345	2.3176651 2.3275648	3636	2.3186530	3637 3647	2.3196414 2.3295502	3638	2.3206303 2.3305435	3639	2.3216196 2.3315373	3640	2.3226094 2.3325316
3651 2.333526 3661 1.116429	3 3652	2.3345214	3653	1.1285395 3654	1.1260190 36	355	1.1237954 1.1168045	3656	1.1218645 1.1175005	3657	1.1202217	3658	1.1188622 1.1195654	3659	1.1177807	3660	1.1169719 1.1224773
3671 1.124231	5 3672	1.1261738	3673		1.1305908 36	375	1.1330489	3676	1.1356624	3677	1.1384229	3678	1.1413222	3679	1.1443518	3680	1.1475033
3691 1.187889	9 3692	1.1918787	3693	1.1958889 3694 1.2358163 3704	1.1999137 36	395	1.2039467	3696	1.2079818	3697	1.2120129	3698	1.2160345	3699	1.2200409	3700	1.2240271
3711 1.265342	5 3712	1.2687873	3713	1.2721716 3714 1.3026477 3724	1.2754944 37	715	1.2787552	3716	1.2819538	3717	1.2850903	3718	1.2881649	3719	1.2911786	3720	1.2941322
3731 1.323247	9 3732	1.3256663	3733	1.3280635 3734 1.3519710 3744	1.3304440 37	735	1.3328128	3736	1.3351748	3737	1.3375352	3738	1.3398993	3739	1.3422727	3740	1.3446608
3751 1.373581	9 3752	1.3766081	3753	1.3797263 3754 1.4171818 3764	1.3829424 37	755	1.3862619	3756	1.3896905	3757	1.3932336	3758	1.3968965	3759	1.4006843	3760	1.4046021
3771 1.457480	3 3772	1.4632636	3773	1.4692198 3774 1.5383775 3784	1.4753500 37	775	1.4816552	3776	1.4881358	3777	1.4947919	3778	1.5016235	3779	1.5086298	3780	1.5158099
3791 1.605587	9 3792	1.6146333	3793	1.6238036 3794 1.7207448 3804	1.6330922 37	795	1.6424922	3796	1.6519962	3797	1.6615966	3798	1.6712852	3799	1.6810537	3800	1.6908932
3811 1.800974	8 3812	1.8108654	3813	1.7207448 3804 1.8206852 3814 1.9121632 3824	1.8304217 38	315	1.8400622	3816	1.8495937	3817	1.8590034	3818	1.8682781	3819	1.8774046	3820	1.8863697
3831 1.970530	1 3832	1.9765259	3833	1.9121632 3824 1.9821906 3834 2.0181001 3844	1.9875123 38	335	1.9924789	3836	1.9970789	3837	2.0013009	3838	2.0051339	3839	2.0085671	3840	2.0115902
3851 2.015197	8 3852	2.0126373	3853	2.0095707 3854	2.0059944 38	355	2.0019050	3856	1.9973000	3857	1.9921774	3858	1.9865359	3859	1.9803748	3860	1.9736939
3871 1.866542	0 3872	1.8538605	3873	1.9505419 3864 1.8407192 3874	1.8271276 38	375	1.8130957	3876	1.7986343	3877	1.7837547	3878	1.7684691	3879	1.7527901	3880	1.7367312
3881 1.720306 3891 1.539431	7 3892	1.5200722	3893	1.6864173 3884 1.5005592 3894	1.4809134 38	395	1.4611562	3896	1.4413094	3897	1.6149304	3898	1.4014351	3899	1.3814527	3900	
3911 1.148471	8 3912	1.1303537	3913	1.3017608 3904 1.1125482 3914	1.0950793 39	915	1.0779710	3916	1.0612469	3917		3918	1.0290454	3919	1.0136142	3920	0.9986599
3931 0.871738	2 3932	0.8641279	3933	0.9568796 3924 0.8572489 3934	0.8511170 39	935	0.8457467	3936	0.8411522	3937	0.8373467	3938	0.8343426	3939	0.8321515	3940	0.8307844
3941 0.830251 3951 0.872331	7 3952	0.8813687	3953	0.8317218 3944 0.8912869 3954	0.9020839 39	955	0.9137562	3956	0.9262993	3957	0.8450096	3958	0.9539747	3959	0.9690928	3960	0.9850534
3971 1.212739	8 3972	1.2377696	3973	1.0378885 3964 1.2634389 3974	1.2897254 39	975	1.3166060	3976	1.3440569	3977	1.3720532	3978	1.4005695	3979	1.4295794	3980	1.4590558
				1.5500032 3984 1.8712084 3994													

第四編 専門業務型裁量労働制規程

(目的)

第71条 この規程は、労使協定に基づき、専門業務型裁量労働制の対象となる従業員について定めたものである。

(適用範囲)

- 第72条 専門業務型裁量労働制は、以下の各号の業務に従事する従業員のうち適用することについて、会 社と合意した従業員(以下、「裁量労働適用者」という。)に適用する。
 - 一 研究部門における、新商品若しくは新技術の研究開発又は人文科学若しくは自然科学に関する研 究の業務
 - 二 開発部門における、情報処理システムの分析又は設計の業務
 - 三 開発部門及び営業部門における、事業運営において情報処理システムを活用するための問題点の 把握又はそれを活用するための方法に関する考案若しくは助言の業務
 - 2 前項の規定に関わらず、会社が裁量労働適用者に専門業務型裁量労働制を適用することが適当で ないと認めた場合には、会社は当該従業員に専門業務型裁量労働制を適用しないことができる。

(裁量労働)

第73条 裁量労働適用者に対しては、会社は、業務遂行の手段及び時間配分の決定等について具体的な指示をせず、裁量労働適用者の裁量に委ねるものとする。

(始業・終業時刻及び休憩時間)

第74条 裁量労働適用者の始業・終業時刻及び休憩時間は、始業時間10時、終業時間17時及び休憩時間1時間30分を基本とするが、業務遂行上の必要による変更は、裁量労働適用者の裁量に委ねるものとする。

(みなし労働時間)

- 第75条 第72条に定める裁量労働適用者が対象業務に従事した日は、次の各号に定める時間を労働したものとみなす。
 - 一 5時間30分

(休日)

- 第76条 休日は、原則として次のとおりとする。
 - 一 土曜日及び日曜日
 - 二 国民の祝日(日曜日と重なったときは翌日)
 - 三 年末年始(12月30日~1月4日)
 - 四 その他会社が指定する日
 - 2 前項にかかわらず、裁量労働適用者の裁量で、業務遂行に必要と認めるときは、前項の休日を休日としないことが出来る。
 - 3 前項の規定は、労基法第35条に定める休日として、4月1日を起算日として、少なくとも4週 あたり4日以上としなければならない。

(労働日及び1月あたりの労働日数)

- 第77条 労働日は、裁量労働適用者が、会社のために業務を行った日をいう。
 - 2 裁量労働適用者の裁量で、業務遂行が十分で、業務が不要と認める日は、前条に定める休日以外 の日を休日とすることが出来る。
 - 3 1月あたりの労働日数は、第1項の労働日及び有給休暇取得日を、1日から末日まで合計したものとする。

(最低労働日数と、欠勤に関する特別の取扱)

- 第78条 裁量労働適用者の1月あたりの労働日数が16日以上であるときは、雇用契約に定める1週あたりの所定労働時間を1月に換算したものに足りないときも、会社は欠勤があったものとみなさない。
 - 2 有給休暇は、前項の労働日数に含めるものとする。
 - 3 裁量労働適用者は、業務外の傷病、その他の特別な事情により、前項の労働日数を満たせないと きは、その解消に必要な期間、休職をしなければならない。

(賃金の取扱)

- 第79条 会社は、裁量労働制が高度な専門業務を有する裁量労働適用者の職務遂行能力とその成果に対して賃金を支払う趣旨に鑑み、前条に定める著しい欠勤がない及び法律による割増賃金が発生しない限り、労働日数によらず、賃金は雇用契約に定める金額を支払う。
- 2 会社は、裁量労働適用者を、労働時間による評価ではなく、成果に対する評価を行わなければならず、その成果に対して給与改定しなければならない。

(深夜労働)

第80条 裁量労働制適用者が深夜労働をする場合は、事前に会社の許可を得なければならない。

(健康と福祉の確保)

- 第81条 会社は、裁量労働適用者の健康と福祉を確保するために、次の措置を講ずる。
 - 一 会社は、裁量労働適用者の健康状態を把握するために、開発にかかるログのタイムスタンプ、コミュニケーションツールのタイムスタンプ及び電子メールのタイムスタンプ等の記録により、裁量労働適用者の業務従事状況を把握する。
 - 二 会社は、必要に応じて、裁量労働適用者に健康状態等について聴取を行い、労働日数の調整を推 奨する。
 - 三 精神及び身体の健康状態についての相談室を設置する。

(苦情処理)

- 第82条 会社は、裁量労働適用者から苦情があった場合には、次の手続を行うものとする。
 - 一 相談場所: 個別に調整する
 - 二 担当者: 代表取締役
 - 三 開設日時: 随時
 - 四 取り扱う苦情の範囲: 専門業務型裁量労働制の運用に関する全般及び裁量労働適用者の評価制度 及び賃金制度等の処遇全般
 - 五 会社は、相談者の秘密を厳守する。

(裁量労働に関する同意及びその撤回)

- 第83条 会社は、専門業務型裁量労働制の適用を受けることになる者に対して、あらかじめ雇用契約書その他の合意があったことを示す書面又は電磁的記録によって、明示的に専門業務型裁量労働制を適用することについての同意を得るものとする。この同意を得るにあたっては、会社は、制度概要等を説明し、同意した場合に適用される評価制度及び賃金制度の内容並びに同意しなかった場合の配置及び処遇を説明するものとする。
 - 2 裁量労働適用者は、就業規則に定める賃金の計算期間(賃金月)を単位として、専門業務型裁量 労働制の適用に関する同意を撤回することができる。
 - 3 会社は、第1項の同意をしなかった者又は前項の撤回を行った裁量労働制適用者に対し、各々第 1項の同意をしなかったこと又は前項の撤回を行ったことを理由として、処遇等で、本人に不利 益な取扱いをしてはならないものとする。

(同意の撤回の手続き)

第84条 裁量労働適用者が、裁量労働適用者が、前条第2項に定める撤回をしようとするときは、専門業務型裁量労働制の適用を受けることをやめようとする賃金月の初日の14日前までに、書面又は電磁的記録によって会社に通知しなければならない。

(記録の保存)

第85条 会社は、裁量労働適用者の労働状況、健康・福祉のために講じた措置、苦情処理について講じた 措置の記録、同意及び同意の撤回の労働者ごとの記録を、本協定有効期間中及び有効期間満了後 3年間保存する。

第五編 テレワーク規程

(目的)

第86条 この規程は、従業員がテレワークを行う場合において必要な事項について定めたものである。

(定義)

- 第87条 在宅勤務とは、労働者の自宅、その他自宅に準じる場所において情報通信機器を利用して業務を 行うことをいう。
 - 2 サテライトオフィス勤務とは、会社保有の所属事業場以外の会社専用施設または、会社が指定している他会社所有の共用施設において情報通信機器を利用した業務をいう。
 - 3 モバイル勤務とは、在宅勤務及びサテライトオフィス勤務以外で、かつ、社外で情報通信機器を 利用して業務を行うことをいう。
 - 4 在宅勤務、サテライトオフィス勤務及びモバイル勤務を総称して、テレワークという。

(テレワークの申出及び許可)

- 第88条 テレワークを希望する者は、執務環境及びセキュリティ環境を整え、テレワークを申し出るものとする。
 - 2 前項の申出が業務に支障がないと認められる場合は、会社はテレワークの許可をしなければならない。
 - 3 従前より労働者の裁量によって事業所以外での勤務を認めている者は、この規程におけるテレ ワークの許可があったものとみなす。

(事業所での就業)

第89条 テレワーク適用者は、自身の判断によって、事業所での就業をすることができる。

(始業・終業時刻及び休憩時間)

第90条 テレワーク適用者は、出勤管理システムにより始業・終業時刻及び休憩時間を記録しなければならない。

(情報の取扱)

第91条 テレワーク適用者は、第三者が会社の情報を閲覧、複製等しないように最大限の注意をしなければならない。

(費用の負担)

- 第92条 テレワーク適用者は、情報通信機器や事務用品等の業務に必要な物品の貸与又は支給を請求する ことができ、会社が貸与又は支給した物品を使用する場合の費用(通信料等も含む)は会社の負担とする。
 - 2 貸与及び支給した物品を使用しない場合の費用、水道光熱費その他の費用については、テレワー ク適用者の負担とする。

第六編 職務発明規程

(目的)

第93条 本規程は、株式会社RICOS(以下「会社」という。)に勤務する従業者等が創作した発明等の 取扱いについて定め、その発明者としての権利を保障し、発明等の奨励及び発明意欲の向上を図 り、社業の成長発展と事業活動を通じた社会貢献の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第94条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 2 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する発明
 - 二 実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する考案
 - 三 意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠
- 3 「職務発明等」とは、従業者等がなした発明等であって、その性質上会社の業務範囲に属し、その発明等をするに至った行為が、会社における従業者等の現在又は過去の職務に属するものをいう。
- 4 「発明者」とは、発明等を行った従業者等をいう。
- 5 「特許等」とは、特許、実用新案登録及び意匠登録の総称をいう。
- 6 「特許権等」とは、特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権及び意匠法に規 定する意匠権をいう。
- 7 「特許等を受ける権利」とは、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用 新案登録を受ける権利及び意匠法に規定する意匠登録を受ける権利をいう。
- 8 特許権等及び特許等を受ける権利には、各々これらに対応する外国の権利を含むものとする。
- 9 「出願」とは、特許出願、登録出願等、発明等に関し法令で定められた権利保護のために必要な 所定の手続を行うこと(これに対応する外国への出願を含む。)をいう。
- 10 「従業者等」とは、会社の役員、従業員(労働契約法に基づいて労働契約を会社と締結した労働者をいう。)又は派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づく派遣労働者をいう。)をいう。

(届出)

- 第95条 会社の業務範囲に属する発明等を行った従業者等は、遅滞なく会社指定の様式にて「発明届」を 作成し、会社に届け出なければならない。
- 2 前項の発明等が二人以上の者によって共同でなされたもの(以下「共同発明等」という。)であるときは、前項の発明届を連名で作成するとともに、各発明者の寄与率を記入するものとする。

(権利の帰属)

- 第96条 従業者等の職務発明等については、その発明等の完成と同時に、意思表示その他何らの手続を要することなく、会社が特許等を受ける権利を取得する。
- 2 会社は、前項の規定により職務発明等について特許等を受ける権利を取得した後、当該特許等を 受ける権利又はこれに基づく特許権等を必要とせず、かつ、秘密として管理しないと判断した場 合には、当該特許等を受ける権利又はこれに基づく特許権等について無償かつ無制限、無期限の

再実施許諾可能な通常実施権(仮通常実施権を含む。)を留保したうえで、これを当該職務発明等を行った従業者等に譲渡することができる。

3 従業者等が会社の職務上作成したプログラム等(著作権法第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物又は同項第10号の3のデータベースの著作物をいう。)その他著作物の著作者は会社とする。また、当該ブログラム等の著作権(著作権法第21条から第28条までの著作権をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。)その他著作権並びに従業者等が会社の職務上作成した商標の商標権(商標登録を受ける権利を含み、外国におけるこれに相当するものを含む。)、回路利用の回路利用配置権(回路配置利用権の設定登録を受ける権利を含み、外国におけるこれに相当するものを含む。)及びノウハウ(秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値を有するものをいう。)の利用権は会社が取得する。

(業務発明)

- 第97条 従業者等が職務発明等以外の発明等であってその性質上会社の業務範囲に属するもの(以下「業務発明等」という。)を行ったときは、従業者等は、その承継その他業務発明等に係る権利の取扱いについて、第三者に優先して会社と協議しなければならない。
- 2 前項の協議により、会社と従業者等とで譲渡の合意が成立した場合には、別途譲渡契約を締結 するものとし、これにより当該発明等に係る特許等を受ける権利等が当社に譲渡されるものと する。

(権利の処分)

- 第98条 会社は、職務発明等について特許等を受ける権利を取得したときは、当該職務発明等について特 許等の出願を行い若しくは行わず、又はその他処分する方法を自由に決定することができる。
- 2 出願の有無、取下げ又は放棄、その形態及び内容その他一切の職務発明等の処分については、会 社の判断するところによる。

(協力義務)

第99条 発明者等及び当該職務発明に関与した従業者等は、会社の行う特許等の出願その他特許等を受けるために必要な措置に協力しなければならない。

(発明補償)

- 第100条 会社は、職務発明等について特許等を受ける権利を取得したときは、発明者等である従業者等に対し、次の各号に掲げる対価(以下「補償金」という。)を支払うものとする。ただし、発明者が複数あるときは、会社は、各発明者の寄与率に応じて按分した金額を支払う。また、職務発明等が考案である場合には次の各号の額に2分の1を乗じた額を用い、職務発明等が意匠の創作である場合には、次の各号の額に4分の1を乗じた額を用いるものとする。
 - 一 出願補償金:第95条の規定による届出を受け、発明者等と認める者に対して、算定対象となる 職務発明等の出願後 金110.880円 を速やかに支払う。
 - 二 登録補償金:算定対象となる職務発明等が、登録された(特許等を取得した)ときは、登録後 金 221,760 円 を速やかに支払う。
 - 2 前項に定める補償金の算定は、前項の対象となる出願が同一のグループに属する場合には、同一 グループ内の最先の出願を対象として行うものとする。なお、本項でいうグループとは、同一の パテントファミリーに属する特許出願、実用新案登録出願及び意匠登録出願のほか、これらの出 願に記載された発明、考案又は意匠についての特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願 (分割出願、変更出願、継続出願、一部継続出願、関連意匠出願等のこれらに相当する特許出願、

実用新案登録出願及び意匠登録出願を含む)をいう。

3 本条並びに第103条及び第106条の規定については、発明者等が役員である場合には適用しない。発明者等の全部又は一部が役員である場合には、役員である発明者等に対しては第1項に基づく補償金の支払いは行わない。また、共同発明等の場合であって、その発明者等の一部に役員が含まれる場合には、当該役員を含めて第101条に基づく分配を行った上で、役員以外の発明者等に対してのみ補償金の支払いを行う。なお、発明者等が役員である場合の補償金その他当該職務発明等に係る相当の利益は、当該役員の報酬等(会社法第361条第1項に規定する「報酬等」を意味する。)を定める際に当該役員から相当の利益の支払申請を受けた場合に、当該役員の報酬等を定めるに際して決定する。

(共同発明等)

- 第101条 共同発明等の場合、第100条に規定する補償金については、発明者等各々の寄与度に応じて分配する。
 - 2 会社は、発明者等の氏名又は発明者等の間の寄与度等について発明者等の間で意見が異なる届出を受けたときは、職務発明等の可否を認定する前に、関係者等から必要に応じて意見を聴取し、 発明者等の氏名又は発明者等の間の寄与度等を決定する。
- 3 他社との共同研究により職務発明等が生じたときは、会社は、共同研究の相手方との協議により 当該権利の帰属とその持分を定める。この場合において、当該職務発明等に係る権利について共 同研究の相手方に持分の帰属を認めたときは、従業者等に帰属する持分の取扱についても、本規 程を適用する。

(外国における権利の取扱い)

第102条 本規程の規定は、外国における本規程が対象とする権利及び同種の権利の取扱いについて準用 する。

(異議申立て)

- 第103条 会社は、補償金の内容を決定した後これを付与する前に、補償金の付与を受ける従業者等に対し、補償金の対象である職務発明等、補償金の算出方法並びに次項に掲げる異議申立てができること、その提出先及び提出期限を書面により通知しなければならない。
 - 2 発明者は、会社から付与された補償金の額に意見があるときは、その通知を受けた日から60日 以内に、会社に対して書面により意見の申出を行い、説明を求めることができる。

(秘密保持)

- 第104条 職務発明等に関与した従業者等は、職務発明等の内容その他会社の利害に関する事項について、 当該事項が公知となるまで、秘密を守らなければならない。
 - 2 前項の規定は、従業者等が会社を退職した後も適用する。

(退職者の発明)

第105条 従業者等が会社在職中に完成した職務発明等については、当該職務発明等が完成したことが当該 従業者等の退職後に判明した場合であっても、本規程を適用する。

(退職者の取扱等)

- 第106条 会社は、従業者等の退職に際し、当該従業者等との合意により、当該従業者等に対する補償金を 退職時に一括して付与することができる。
 - 2 従業者等は、当該従業者の退職後においても補償金の付与を受ける場合、第103条に基づく異

議申立権を放棄したものとし、また、会社に対し、自己の住所及び補償金の振込先口座その他補償金の付与に必要な情報を通知しなければならない。当該通知がない場合には、退職日より30日経過後、補償金その他当該職務発明等に係る相当の利益の支払請求権を放棄したものとする。

(派遣社員による職務発明)

第107条 第三者から会社に派遣されている従業者等による派遣期間中の職務発明の取扱いについては、会 社と派遣会社との事前の取決め及び会社と当該従業者等との事前の契約に従うものとする。

(秘匿された職務発明)

第108条 会社において特許等の出願をしないと決定した特許性を有する職務発明等について、本規程の出願補償金の規定を準用する。この場合、会社が出願しないと決定した時点で出願したとみなして出願補償金の支払いを行う。

(準拠法)

第109条 本規程は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

(改定)

- 第110条 本規程の改定は、経済情勢、社会情勢等の変動による労務、経営上の環境変化に応じて見直しを 行い、所要の改定を行う。
 - 2 本規程の改定にあたっては、会社と従業者とが協議を行うものとする。

附則

(施行日)

第111条 本規程は、令和3年8月1日から施行する。

(遡及適用)

第112条 本規程は、施行日前に従業者等によってすでになされている発明等についても適用する。

第七編 出張旅費規程

(目的)

第113条 この規程は、役員及び従業員(以下「従業員等」という。)が当社の指示命令により、出張する場合の旅費について定めたものである。

(出張の定義)

- 第114条 この規則における出張とは、宿泊を必要とする出張(以下「宿泊出張」という。)、もしくは片道 80 km 以上の移動を伴う出張(以下「日帰り出張」という。)をいう。ただし、会社が必要と認めた場合には、片道80 km に満たない場合であっても、出張として取り扱う場合がある。
- 2 片道 80 km 未満の場所に外出する場合は、単なる外出として交通費実費を支給し、日当は支払 わないこととする。
- 3 この規則における距離計算は、原則として従業員等が通常勤務している場所を始点として計算する。通常勤務している場所とは、週あたりの所定労働時間のうち半分以上の時間を勤務している場所を指し、従業員等の自宅又は本店所在地のいずれかとする。
- 4 会社が業務上必要と認めた場合に限り、出張前後途中に前泊、延泊、迂回、途中下車等をする旨を記載した上で出張の申請をし決裁を得た上で実費精算できるものとする。なお、出張前後途中に私用による前泊、延泊、迂回、途中下車等をする場合、それに係る日数は出張の対象日数として数えないものとする。
- 5 緊急若しくはその他の事情により、上限額を超えた宿泊先、移動手段しか手配ができない場合 は、その旨を記載した上で申請をし決裁を得た上で実費精算できるものとする。

(出張の申請)

第115条 出張をしようとする従業員等は、事前に出張申請を行い、決裁者の決裁を得るものとする。なお、宿泊出張(海外)の場合は、従業員等の安全確認のため、航空機の発着便名及び出張中の宿泊先名を出発日前日までに決裁者に申告するものとする。

(出張中の勤務時間の取り扱い)

第116条 出張中の勤務時間は、第19条又は第75条に定める所定労働時間を勤務したものとみなす。ただし、所定労働時間のみでは業務の遂行が困難と会社が認めるときは、この限りでない。

(旅費の種類)

- 第117条 旅費の種類は、次の各号に定めるとおりとする。
 - 一 日当
 - 二 宿泊費
 - 三 交通費 (鉄道賃、航空賃、車賃等の実費)
 - 四 保護責任費用
 - 五 その他手数料(ESTA等のビザ申請手数料、予防接種代、損害保険料等)

(日当)

第118条 日当の種類及び金額は次の各号に定めるとおりとする。なお、宿泊出張の日当は出張した日数に 応じて(例:1泊2日の出張の場合、2日分)支給する。

- 一 日帰り出張:1,500円/日
- 二 宿泊出張(国内):3,000円/日
- 三 宿泊出張 (海外): 8,000 円/日

(宿泊費)

第119条 宿泊費は実費精算とし、上限額は次の各号に定めるとおりとする。上限額が、滞在国の法定通 貨又は滞在国で一般に使用されている通貨で掲げられている場合は、その価額(他通貨によ る決済はその相当額とする。)を上限額とし、掲げられていない場合はいずれか高いものの相 当額を上限とする。なお、次の各号に定める国・地域についての分類は、外務省ウェブサイト (https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html) のとおりとする。

一 国内:

- い 15,000 円/泊
- 二 海外 A 地域 北米、欧州、オーストラリア、ニュージーランド、香港、 シンガポール、アラブ 首長国連邦、イスラエル:
 - い 45,000 円/泊
 - ろ 320USD/泊
 - は 300EUR/泊
 - に 260GBP/泊
- 三 海外 B 地域 海外 A 地域以外の地域:
 - い 30,000円/泊
 - ろ 200USD/泊
 - は 175EUR/泊
 - に 150GBP/泊
- 2 繁忙期による価格高騰、緊急時、為替レート変動、もしくはその他事情により、前項で定めた内容及び上限額を超えた宿泊先しか手配できない場合は、その旨を記載した上で申請し決裁を得た上で実費精算できるものとする。

(交通費の計算方法)

- 第120条 交通費は、旅費の計算の基礎となる旅行の起点及び終点を、原則として通常勤務地又は用務地を 出発地又は到着地として最も合理的な経路及び方法により算定する。ただし、業務上の必要又は 天災その他やむを得ない事情により、これにより難い場合は、現に利用した経路及び方法により 算定することができる。
- 2 鉄道賃の額は、運賃の額に加えて、急行料金(特別急行料金(指定席特急料金を含む)を含む)を徴する列車の場合は急行料金の額及び座席指定料金を徴する列車の場合は座席指定料金の額を実費で精算できるものとする。特別車両料金は、料金を徴する座席にのみ空席がある場合かつ後続列車の選択が経済的合理性を有しない場合、移動中に業務を行う場合で執務環境として必要な場合、その他の会社が認める合理的な理由がある場合に限って、実費精算できる。また、寝台料金が発生する場合は前条の宿泊費として取り扱う。なお、ICカード乗車券、近距離きっぷ、路線バスその他の乗車の都度に領収書の交付を受けることが困難な公共交通機関を利用した場合は、出発地(駅)及び到着地(駅)を提示の上、旅費精算を行うものとする。
- 3 航空賃の額は、現に支払った運賃によるものとし、エコノミークラス(プレミアムエコノミーを 含む)までとする。旅費精算時に、航空賃の支払いを証明するに足る資料(例えば、航空券の半 券等)を添付しなければならない。

4 車賃の額は、バス運賃・タクシー料金は運賃の額を実費で精算できるものとする。レンタカー料金、自家用車のガソリン代については、移動距離に応じた実費額、高速道路・駐車料金はかかった実費額を精算できるものとする。

(保護責任費用)

- 第121条 当社の指示命令により臨時に出張するにあたって、従業員等が保護している老年者、幼年者、身体障害者又は病者(以下、「被保護者」という。)に対して生存に必要な保護が困難となるときに、被保護者の保護を受けるための訪問介護、ショートステイサービス、近親者の招致その他の保護責任費用を実費精算で支給する。上限額は次の各号に定めるとおりとする。
 - 一 被保護者一人あたり:7,500円/日

(旅費の精算)

- 第122条 旅費の精算については、手続きを経て承認されたものについて、原則として出張終了後、従業員 等が自ら精算申請を行うものとする。
 - 2 決裁者によって申請が承認された後、従業員等の給与振込用の口座に支払うこととする。

(出張予定の変更、事故・災害時の対応)

- 第123条 出張中において、予定していた日程を変更する事態が生じた場合は、直ちに所属長へ連絡し、承認を得ること。
 - 2 出張中の者が、負傷、疾病、もしくは災害等により、やむを得ず予定された日程を超えて滞在することとなった場合は、原則としてその後の日当は支給しない。会社が必要と認めた場合に限り、宿泊費は支給するものとする。なお、宿泊費の申請の際は、医師の診断書等、事実を証明できる書類を添付すること。

附則

(施行日)

第124条 本規程の改正は、令和7年7月30日から施行する。

令和7年7月31日

上記は当社の現行就業規則と相違ない。

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 株式会社RICOS 代表取締役 井原 遊